

第 5 6 期令和 8 年度第 2 回
香川地方最低賃金審議会
会 議 次 第

令 和 8 年 7 月 2 1 日（火） 15：15～
高松サポート合同庁舎北館 702 会議室

1 開 会

2 議 題

（1）香川県最低賃金改正に対する意見について

（2）その他

3 閉 会

第2回香川地方最低賃金審議会資料目次

1 意見書

労働者側

- 資料No. 1 令和8年度香川地方最低賃金の改定に対する意見書
日本労働組合総連合会香川県連合会 会長 福家 良一
- 資料No. 2 令和8年香川地方最低賃金改定に対する意見書
全日本金属産業労働組合協議会香川県金属部門連絡会
代表 門 裕介
- 資料No. 3 2026年度 香川地方最低賃金額の改定審議に向けた意見書
香川県労働組合総連合（香川県労連） 議長 十河 浩二
- 資料No. 4 2026年度香川地方最低賃金額の改定審議にむけた意見書
—最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現を—
香川県労働組合総連合（香川県労連） 女性部 部長 中川 和代

使用者側

- 資料No. 5 令和8年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書
香川県経営者協会 会長 山田 径男
- 資料No. 6 地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）
香川県タクシー協同組合 理事長 岩崎 康誠

2 その他

- 資料No. 7 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会委員名簿

2026年7月9日

香川地方最低賃金審議会
会長 籠池信宏 様



日本労働組合総連合会
香川県連合会
会長 福家 良一

令和8年度香川地方最低賃金の改定に対する意見書

日頃より県内労働者の雇用の安定ならびに労働環境改善の向上など、ご尽力を頂いておりますこと敬意を表します。

香川地方最低賃金の改定審議にあたり、労働者を代表して意見を申し上げます。

1. 基本的な考え方

- (1) 地域別最低賃金は、憲法第25条、労働基準法第1条および最低賃金法第1条の趣旨を踏まえ、働く者のセーフティーネットとして、経済的自立を支え、人たるに値する生活を営むことを可能とする水準でなければならない。
- (2) 日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、最低賃金の水準については、生存権を確保した上で労働の対価にふさわしいナショナルミニマムとして、公労使の三者構成原則のもと真摯な議論を積み重ねるべきである。
- (3) 地域別最低賃金は2025年度の改正で、全都道府県で1,000円を超え、私たちが当面の通過点としてきた「誰もが時給1,000円」を達成した。しかし、いわゆる相対的貧困ラインを念頭においた国際的な水準からは大幅に乖離しており、中期的にはEU指令で示された「賃金の中央値の60%」に引き上げる必要がある。
- (4) 地域別最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、働き手流出等の一因とも考えられることから、賃金順位に見合う最賃順位の引上げとともに、大都市圏との地域間の「額差」縮小をめざす。
- (5) 労使交渉の結果を社会に波及させる観点から、早期発効をめざす。

2. 2026年度最低賃金審議会における主張のポイント

(1) 賃上げがあたりまえの社会

- 1) 連合の2026春季生活闘争（以下、春闘）第6回回答集計（2026.6.4）における賃上げ結果は、平均賃金方式で全体（集計組合・組合員数：約4,800組合・280万人）が額

16,518円・率5.02%、300人未満（同：約3,400組合・33万人）が額12,929円・率4.70%となった。

有期・短時間・契約等労働者（同：約380組合・90万人）では時給74.90円・率6.16%となった。3年連続で全体では5%台、300人未満では4%台となっており、特に300人未満は昨年を上回っている。賃金も物価も上がらない「慢性デフレのサイクル」から脱却し、「人への投資」を起点とする好循環が回っていく「賃上げがあたりまえの社会」に向けて前進している。

香川の集計（2026.6.5）においても全体（同：106組合・約1.9万人）が4.98%、300人未満（同：47組合・3,220人）が4.87%、有期・短時間・契約等労働者（集計組合：11組合）の時給が5.87%（単純平均）となっている。

2) 人材獲得のため多くの企業が初任給（高卒・生産技能職）の引き上げを行っており、連合の第6回回答集計（2026.6.4）では、6.16%増（209.2千円）、令和7年賃金構造基本統計調査（2026.3.24）においても、高卒初任給は対前年比5.0%増（207.3千円）となっている。

3) 2026年の春闘は連合が方針確立後、経団連も経労委報告において「賃金は上がっていくものという機運の醸成と定着」を掲げ、そのためにも「地域経済を支える中小企業の構造的な賃金引き上げには、原資を安定的に確保し、賃金引き上げの持続可能性を高めることが必要。中小企業自身による生産性の改善・向上に加え、サプライチェーン全体を通じた適正な価格転嫁の推進や政府・地方自治体等による取り組み、社会全体における環境整備が不可欠。」と述べてきた。

その経団連は2026年春季労使交渉の第1回集計公表時に、「賃金引き上げの力強いモメンタム（勢い）が2026年も継続し、『さらなる定着』に向けた着実な進展が確認できるといえる。」と発表しており、賃上げは日本経済にとっても重要な位置づけにあることを経営者も認めている。

（2）物価を上回る最低賃金の引き上げ

1) 2025年の消費者物価指数は、前年対比で3.2%（総合）と4年連続で上昇しており、「頻繁に購入する支出項目」は4.0%、「食料」は6.8%と高い水準にある。高松市においても、前年比2.8%（総合）、「食料」は5.8%となっており、ソウルフードのうどんも、かけうどんが2025年2月の調査で初めて300円を超え、前回の22年6月調査から46.1円上昇しているとの報告もある。

これを反映した実質賃金は4年連続マイナスで推移している。今年に入ってから実質賃金も4カ月連続プラスで推移しているもの、ある調査によると、7月に値上げされた飲食料品が2,566品目となり、3カ月ぶりに2,000品目超え、今年の1～11月までの判明分で14,902品目の値上げが報告されている。

2) 連合総研の「勤労者短観調査」（勤労者の仕事と暮らしのアンケート調査：別記①）

では、「賃金収入の変動幅は、物価上昇より小さい（賃金の増加幅＜物価上昇幅）」と回答した割合が高く、物価上昇に賃金上昇が追い付いていないことが生活実感としても認識されており、働く者の生活が依然として苦しい状況にあることが伺える。

（３）企業を取り巻く環境について

- 1) 財務省「年次別法人企業統計調査（令和6年度）」（2025.9.1発表）では、企業の経常利益は、コロナ禍の影響により令和2年度は増加率が▲24.5%と前年度を下回ったものの、令和3年度+33.5%、令和4年度+13.5%、令和5年度+12.1%、令和6年度+7.5%と右肩上がり増加している。

資本金別でも、1,000万未満では、年により変動が激しい（令和2年度▲0.3%、令和3年度▲10.8%、令和4年度+70.7%、令和5年+28.8%、令和6年▲12.7%）ものの、1,000万以上は堅調（令和2年度▲18.4%、令和3年度+42.1%、令和4年度+4.0%、令和5年+7.3%、令和6年14.5%）に推移している。

経済産業省「企業活動基本調査」（2026.6.29発表、**別記②**）の都道府県別では、県内企業の令和6年度の経常利益が前年度比で+7.5%となっている。

- 2) 東京商工リサーチ（2026.4.8）によると、2025年度の全国の倒産件数は10,505件であり、業種別では「サービス業他」が33.27%で最多、次に建設業となっており、過去10年を振り返っても変動はない。その主な原因は、「販売不振」が最多で7,722件（割合は73.50%、前年度比+2.82%）であり、次いで「既往のしわ寄せ（赤字累積）」1,223件（11.64%、+7.94%）、「他社倒産の余波」538件（5.12%、+3.66%）の順である。

また「人手不足」倒産も442件報告されており、内訳は「人件費高騰」195件、「求人難」139件、「従業員退職」108件となっており、倒産の理由として確かに「人件費高騰」も報告されているが、その割合は全体では1.86%と限定的であり、前述のとおり約3/4が「販売不振」を挙げている等、近年の最低賃金の引き上げとの関係性は低いと言える。

昨年9月の調査によるとコスト全体の価格転嫁率は53.5%（前年比+3.8%）に止まっており、早期の価格転嫁の改善と、人材確保・定着、購買力の向上の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務である。

- 3) 中小企業における労働分配率は、小規模企業で81.5%、中規模企業で74.4%（2024年）と高い水準にあるが、90年代後半より横ばいであり、最低賃金の引上げとの相関は観測できず、支払い能力との関連性は個別企業の実情等限定的と考えられる。

（2026年度版中小企業白書）

企業の利益余剰金（内部留保）は企業規模に関わらず伸びており、付加価値の内、人件費比率は下がり続けている。（法人企業統計調査）

前述、経団連経労委報告にある中小企業での原資獲得に重要な要素である価格転嫁は全国で53.5%（2025年9月時）、香川では43.5%（帝国データバンク、2026年2月）

に止まっており、まだ道半ばである。

よって中小企業においても、一定の最低賃金の引き上げにも対応可能であるとともに、価格転嫁や省力化投資等、賃上げもそうであるが、継続的な企業経営を促す政策展開が必要である。

3. 引上げ水準等について

(1) 中期的な目標到達を視野に、外部労働市場における求人募集賃金の実態や高卒初任給(1,264円、**別記③**)との均衡も考慮の上、連合リビングウェイジ(単身:自動車無1,150円・自動車有1,470円、**別記④**)および相対的貧困ライン水準(1,401円、**別記⑤**)などを重視し、あるべき水準への到達をめざす。

(2) 賃金順位に見合う最賃額への改定について

令和7(2025)年賃金構造基本統計調査によると、香川県の賃金は310.1千円で全国21位、前年の297.2千円(23位)から12.9千円(2ランクアップ)上昇しており、四国内では最も高い。しかし、地域別最低賃金は、全国31位となっており賃金順位とは異なっている。

また、大都市圏との賃金格差(東京418.3千円・1位、大阪348.9千円・3位)や最賃額差(東京1,226円、大阪1,177円、兵庫1,116円など)が存在(**別記⑥**)しており、賃金地域経済の維持・発展、人材確保のためには改善が必要である。

(3) 最低賃金の引き上げや地域間格差の是正は、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2025」でも明記されていることであり、それを実践するために建設的・前向きな議論が必要である。

(4) 最賃近傍で働く人たちの暮らしを支えるために、10月1日発効を堅持すべきである。

【最後に】

令和8年度香川地方最低賃金審議会の改定審議において、最低賃金近傍で働く者の厳しい生活実態を直視し、生活水準の維持・向上の観点、ならびに賃上げ・消費者物価上昇率等を考慮した香川地方最低賃金の引き上げが必要であります。

私たちは、審議会で論議を尽くしたうえで、最低賃金水準の改善が果たされることをお願いし、令和8年度香川地方最低賃金の改定に対する意見といたします。

以上

【別記①】

連合総研（アンケート結果）

「賃金収入の変動幅は、物価上昇より小さい（賃金の増加幅＜物価上昇幅）」の割合

項 目		2023年5月	2024年6月	2025年6月	2026年6月
合 計		61.2% (2000)	60.0% (2000)	61.5% (2000)	57.0% (2000)
雇用形態	正社員	60.5% (1313)	60.1% (1364)	60.5% (1364)	55.8% (1364)
	非正規社員	62.4% (687)	59.6% (636)	63.7% (636)	59.5% (636)
労組の有無	労組あり	63.3% (777)	59.7% (794)	61.3% (772)	55.1% (771)
	労組なし	63.4% (803)	66.1% (776)	66.9% (778)	61.5% (774)
四国ブロック		62.4% (117)	63.3% (109)	64.2% (109)	

※ 調査時期は各年4月

連合総研：

連合総合生活開発研究所（以下、連合総研）は、働く者のシンクタンクとして1987年12月1日に発足。翌年には、経済企画庁（現内閣府）・通商産業省（現経済産業省）・厚生省・労働省（現厚生労働省）共管の財団法人となる。2011年4月1日からは「新しい公共」を担う公益法人制度改革にともない「公益財団法人」となって今日に至る。勤労者とその家族の生活の向上、我が国経済の健全な発展と雇用の安定に大きく寄与することを目的に、内外の経済・社会・産業・労働問題など、幅広い調査・研究活動を進めている。

勤労者短観：

2001年以降、景気動向や仕事と暮らしについての勤労者の意識を把握するため、毎年4月と10月に行っているもの。調査は首都圏ならびに関西圏に居住する20～64歳の民間企業に雇用されている人を対象に2,000人の回答が得られるように実施されるとともに、2018年からは全国を対象（ブロック）に分析されている。

【別記②】

経済産業省「企業活動基本調査」（経常利益等の推移）

単位は百万円

県名	企業数		営業利益			経常利益		
	令和5年度実績	令和6年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	伸び率	令和5年度実績	令和6年度実績	伸び率
香川県	274	266	179,725	193,207	107.5%	234,078	251,241	107.3%
徳島県	122	121	71,426	67,928	95.1%	90,987	93,530	102.8%
愛媛県	281	279	83,817	147,687	176.2%	125,409	208,811	166.5%
高知県	121	119	28,199	30,440	107.9%	36,019	35,414	98.3%

※ 連合香川で作成、伸び率は算出

【別記③】

・高卒初任給との均衡：

「令和7（2025）年賃金構造基本統計調査」（2026. 3. 24発表）より、新規学卒者の学歴別賃金では、高卒初任給額が207. 3千円（対前年増減率5%）となっており、これを直近3年の賃金構造基本統計調査における所定労働時間平均164時間で除すと1, 264円

【別記④】

・連合リビングウェイジ：（2025簡易改訂版は別紙①）

- 労働者が最低限度の生活を営むのに必要な賃金水準（※参照）を連合が独自に試算しているもので2003年に初めて設定し、概ね5年ごとに改定（2022年以降は毎年簡易改訂版を作成）。首都の東京から最も近い県庁所在地であることや、電車が結節する鉄道交通の要衝で都心との交通も利便性が高いこと、バス路線を含めた公共交通機関を利用すれば通勤・通学などに不便がなく通勤時間などが過度な負担とならないこと、駅を中心に住宅街が広がり家賃相場は東京より低いこと、買い物も容易で日常生活における利便性が高いことなどから、埼玉県さいたま市をモデル地域に設定。都道府県別の算出方法は、さいたま市のものを住居費以外と住居費に分けて、それぞれ地域差を推測して計算し、それを合算した。住居費以外は2023年小売物価統計調査（構造編）の「家賃を除く総合」指数をベースに試算（さいたま市100×算出した指数）。住居費は2023年住宅・土地統計調査の「1ヵ月当たり家賃・間代」と「1ヵ月当たり共益費・管理費」をベースに試算。
- 健康に働き続ける基本となる「衣・食・住」と「保健・医療」に関わる費用、社会的・経済的なつながりに必要となる「交通・通信費」「交際費」、健康で文化的な最低限度のために必要な「教育費」「教養・娯楽費」を、項目ごとにマーケット・バスケット方式（最低限の生活に絶対必要な品物・サービスなど、必需品の個数、枚数などを一つ一つ積み上げた計算方法）により設定した。
- 各項目については、大多数（概ね7割程度の家庭が保有しているかどうかで判断）の労働者が利用・購入できるもので構成した。
- 項目別の算出の考え方は、
例えば、・「食料費」は、社会とのつながりやささやかな楽しみのための「外食費」、英気を養うためにはささやかな楽しみが必要として飲酒・菓子・飲料の購入費用のための「嗜好食費」、主に家庭内での食事（消費者物価指数を考慮し1日・770円に設定、家族構成や年齢により変動）に要する費用としての「内食費」、通勤日・通学日の昼食（1日580円、その分内食費は減額）に要する費用としての「昼食代」と分けて計算。
 - ・「住宅費」は住生活基本計画（全国計画）の最低居住面積水準を満たすことを念頭に、さいたま市内に実在する物件から選定。
 - ・「家具・家事用品」「被服・履物」「保健・医療費等」などで購入が必要な品目の価格は、

イオン、ヤマダ電機、島忠の実売データやインター年と通信販売等の情報を基に計算。

- ・日常の移動手段は、徒歩・自転車・公共交通機関の利用を基本としているが、関連組織の協力のもと、自家用車保有にかかる費用を39,868円/月（5年落ちの1500cc乗用車の購入費用、点検費用、車検1回、駐車場代、月200km走行の燃料代など含む）として計算。
- ・税・社会保険料は、各項目、品目の価格を計算した後、消費支出合計にもとづき税・社会保険料込みの年間必要性経費を計算。

など、項目ごとに基本的な考え方のもと試算している。

※ 労働者が最低限度の生活を営むのに必要な賃金水準とは・・・

「健康で文化的な生活（国民の3つの義務に鑑み、原則として納税義務を果たせることを想定）ができ、労働力を再生産（生活の糧であるとともに、子の養育を含めた主たる家計としての役割も想定）し、社会的体裁（他者との交流や人間関係の構築・維持、常識的な頻度の冠婚葬祭や規制などを想定）を保持するために最低限必要な水準」

連合リビングウェイジ2025簡易改定版総括表

2025/9/16

世帯構成	単身成人	2人(成人・ 保育児)	2人 (成人男女)	3人(成人・ 中学生・小 学生)	3人(成人男 女・小学生)	4人(成人男 女・小学生2 人)	4人(成人男 女・高校生・ 中学生)
住居間取り	1K	1DK	1DK	2DK	2DK	3DK	3DK
1. 食料費	43,092	55,032	81,691	90,689	101,128	108,839	135,093
内食費	20,275	26,358	40,550	56,770	54,743	58,595	72,382
昼食代	12,467	12,467	24,934	12,467	24,934	24,934	37,401
外食費	4,116	6,857	6,857	9,608	9,608	10,973	10,973
嗜好食費	6,234	9,350	9,350	11,844	11,844	14,337	14,337
2. 住居費	52,976	60,346	60,346	64,557	64,557	79,296	79,296
家賃・管理費・更新料	52,640	60,009	60,009	64,220	64,220	78,959	78,959
住宅保険料	337	337	337	337	337	337	337
3. 光熱・水道費	9,479	17,374	17,374	20,527	20,527	24,414	24,414
電気代	3,989	6,874	6,874	7,835	7,835	9,106	9,106
ガス代	3,443	5,978	5,978	6,798	6,798	7,454	7,454
上下水道費	2,047	4,523	4,523	5,894	5,894	7,854	7,854
4. 家具・家事用品	4,707	8,787	9,115	10,673	10,941	12,468	12,468
耐久消費財	1,725	4,126	4,295	4,126	4,295	4,684	4,684
室内装飾品・照明器具・寝具類	925	1,701	1,810	2,517	2,626	3,379	3,379
台所・調理用品・食器	666	1,199	1,206	1,360	1,350	1,470	1,470
洗濯・洗濯・掃除・風呂用品	441	566	608	797	797	886	886
消耗品	951	1,195	1,195	1,872	1,872	2,049	2,049
5. 被服・履物費	11,630	16,419	20,639	25,174	25,474	30,309	38,058
被服費	6,540	9,671	11,178	13,734	14,309	17,440	19,305
衣料小物	1,994	2,374	3,793	3,565	4,220	4,647	6,081
履き物	1,437	2,604	2,844	5,245	4,011	5,177	8,127
クリーニング代	1,660	1,770	2,824	2,630	2,935	3,045	4,545
6. 保健・医療費	13,669	15,984	23,757	29,547	31,097	38,406	40,564
医薬品	833	1,213	1,213	1,520	1,520	1,825	1,825
医療器具	2,282	2,446	3,178	4,041	3,807	4,436	5,287
理美容用品	4,559	5,130	7,376	8,201	8,885	10,365	11,671
医療費	3,695	3,695	7,390	11,085	11,085	14,780	14,780
医療保険料	2,300	3,500	4,600	4,700	5,800	7,000	7,000
7. 交通・通信費	11,025	12,124	19,205	21,620	21,620	24,035	33,729
交通費	2,829	2,829	5,658	7,073	7,073	8,488	11,317
郵便費	181	362	362	543	543	724	724
通信費	8,015	8,933	13,185	14,004	14,004	14,823	21,688
8. 教育費	0	5,399	0	21,575	8,244	16,488	32,284
高等学校	0	0	0	0	0	0	18,953
中学校	0	0	0	13,331	0	0	13,331
小学校	0	0	0	8,244	8,244	16,488	0
保育施設	0	5,399	0	0	0	0	0
9. 教養娯楽費	10,966	18,145	23,877	25,253	27,697	31,517	36,172
教養娯楽耐久財	1,724	2,949	2,545	3,687	3,430	4,316	4,317
家庭教養文房具	229	229	229	229	229	229	229
情報料	3,197	7,324	9,471	7,324	9,471	9,471	9,471
娯楽費	2,769	2,769	5,538	6,092	6,646	7,753	9,969
レジャー費	3,047	4,874	6,093	7,921	7,921	9,748	12,186
10. その他	12,869	12,869	20,032	16,125	21,118	22,203	25,784
社会的交際費	5,706	5,706	5,706	5,706	5,706	5,706	5,706
小遣い(成人)	7,163	7,163	14,326	7,163	14,326	14,326	14,326
小遣い(成人以外)	0	0	0	3,256	1,085	2,171	5,752
月間消費支出計	170,413	222,480	276,037	325,740	332,404	387,976	457,861
(自動車保有の場合)	210,281	262,348	315,905	365,608	372,272	427,844	497,729
児童手当受給額	0	15,000	0	20,000	10,000	20,000	10,000
月間必要生計費	170,413	207,480	276,037	305,740	322,404	367,976	447,861
(自動車保有の場合)	210,281	247,348	315,905	345,608	362,272	407,844	487,729
年間必要生計費	2,044,955	2,489,757	3,312,441	3,668,880	3,868,850	4,415,708	5,374,332
(自動車保有の場合)	2,523,370	2,968,172	3,790,856	4,147,295	4,347,265	4,894,123	5,852,747

2025簡易改定版連合リビングウェイジ

LW年額	2,505,598	3,037,399	4,157,685	4,568,825	4,923,989	5,713,255	6,998,657
(自動車保有の場合)	3,140,686	3,640,652	4,835,689	5,229,252	5,595,277	6,389,695	7,735,127
LW月額	208,800	253,100	346,500	380,700	410,300	476,100	583,200
(自動車保有の場合)	261,700	303,400	403,000	435,800	466,300	532,500	644,594
LW時間額(月164h)	1,270	1,540	2,110	2,320	2,500	2,900	3,560
(自動車保有の場合)	1,600	1,850	2,460	2,660	2,840	3,250	3,930

※LW時間額=LW月額/164時間(「賃金構造基本統計調査」所定内実労働時間数全国平均の直近3年間の平均)

※成人はいずれも勤労者を想定

※2人(成人男女)世帯はいずれも勤労者を想定。ただしLW時間額は世帯として必要な時間額であることに留意

※成人・高校生・中学生について男女の別の記載がない構成員区分については、女性の数値を用いた

※2024連合リビングウェイジに2025年7月時点の物価上昇を反映(総務省「消費者物価指数」全国中分類指数)

2025都道府県別リビングウェッジ(LW)と2025地域別最低賃金との比較

2025/9/16

		2025LW			2025LW(自動車保有の場合)			⑤2025 地域別 最低賃金	地域物価指数	
		①時間額*1	②月額*2	最賃比	③時間額*1	④月額*2	最賃比		住居費以外 *3	住居費 *4
		(②/164h(円))	(円)	(⑤/①)	(④/164h(円))	(円)	(⑤/③)		さいたま市=100	
地質A	東京	1,370	225,000	89.5	1,700	278,000	72.1	1,226	101.0	127.8
	神奈川	1,300	213,000	94.2	1,630	267,000	75.2	1,225	101.5	104.5
	大阪	1,220	200,000	96.5	1,540	252,000	76.4	1,177	98.1	88.6
	埼玉	1,240	203,000	92.0	1,550	255,000	73.6	1,141	98.8	91.7
	愛知	1,190	195,000	95.8	1,510	247,000	75.5	1,140	97.3	82.5
	千葉	1,240	204,000	91.9	1,560	256,000	73.1	1,140	99.7	91.1
地質B	京都	1,230	201,000	91.2	1,550	254,000	72.4	1,122	99.8	86.4
	兵庫	1,210	199,000	92.2	1,520	250,000	73.4	1,116	98.0	86.6
	静岡	1,180	193,000	93.0	1,490	244,000	73.6	1,097	97.5	77.0
	三重	1,160	191,000	93.7	1,480	243,000	73.4	1,087	98.0	72.2
	広島	1,180	194,000	91.9	1,490	245,000	72.8	1,085	98.0	77.0
	滋賀	1,180	193,000	91.5	1,490	245,000	72.5	1,080	97.7	76.9
	北海道	1,190	195,000	90.3	1,510	248,000	71.2	1,075	101.8	67.8
	茨城	1,150	189,000	93.4	1,460	240,000	73.6	1,074	96.8	71.1
	栃木	1,150	188,000	92.9	1,460	239,000	73.2	1,068	96.8	70.3
	岐阜	1,140	187,000	93.4	1,450	238,000	73.4	1,065	95.4	69.4
	富山	1,150	189,000	92.3	1,470	241,000	72.2	1,062	97.8	69.1
	長野	1,150	188,000	92.3	1,460	240,000	72.7	1,061	97.2	69.8
	福岡	1,180	193,000	89.6	1,490	244,000	70.9	1,057	97.7	75.9
	山梨	1,150	188,000	91.5	1,460	239,000	72.1	1,052	97.2	68.4
	奈良	1,180	194,000	89.1	1,490	245,000	70.5	1,051	97.4	79.5
	群馬	1,130	185,000	94.1	1,430	235,000	74.3	1,063	95.7	67.3
	新潟	1,150	188,000	91.3	1,460	240,000	71.9	1,050	97.1	69.9
	石川	1,160	191,000	90.9	1,480	243,000	71.2	1,054	98.9	69.6
	福井	1,160	191,000	90.8	1,480	243,000	71.1	1,053	98.5	71.1
	岡山	1,160	190,000	90.3	1,470	241,000	71.2	1,047	97.1	72.7
	和歌山	1,130	186,000	92.5	1,450	238,000	72.1	1,045	97.7	64.4
	徳島	1,150	189,000	91.0	1,470	241,000	71.2	1,046	98.6	66.4
	山口	1,150	188,000	90.7	1,470	241,000	71.0	1,043	99.3	63.7
	宮城	1,200	196,000	86.5	1,510	248,000	68.7	1,038	99.6	76.5
	香川	1,150	189,000	90.1	1,470	241,000	70.5	1,036	98.2	68.3
	島根	1,150	189,000	89.8	1,470	241,000	70.3	1,033	99.3	64.3
	愛媛	1,140	187,000	90.6	1,460	239,000	70.8	1,033	98.2	63.8
	福島	1,150	188,000	89.8	1,460	240,000	70.8	1,033	98.2	66.2
地質C	鳥取	1,150	188,000	89.6	1,460	240,000	70.5	1,030	98.5	65.4
	佐賀	1,140	187,000	90.4	1,460	239,000	70.5	1,030	97.5	67.0
	山形	1,180	193,000	87.5	1,500	246,000	68.8	1,032	100.7	68.4
	大分	1,130	185,000	91.6	1,450	237,000	71.4	1,035	97.4	63.2
	青森	1,130	186,000	91.1	1,450	238,000	71.0	1,029	98.2	61.9
	長崎	1,150	188,000	89.7	1,470	241,000	70.1	1,031	98.7	65.2
	鹿児島	1,100	181,000	93.3	1,410	232,000	72.8	1,026	95.8	60.1
	熊本	1,160	190,000	89.1	1,480	242,000	69.9	1,034	98.9	67.1
	高知	1,150	189,000	89.0	1,480	242,000	69.1	1,023	99.5	63.9
	宮崎	1,120	183,000	91.3	1,430	234,000	71.5	1,023	98.7	61.5
	沖縄	1,190	195,000	86.0	1,510	248,000	67.7	1,023	100.0	74.0
	岩手	1,150	189,000	89.7	1,480	242,000	69.7	1,031	99.3	65.3
	秋田	1,140	187,000	90.4	1,460	239,000	70.6	1,031	98.5	62.9

*1 ①と③は、それぞれ月額である②と④を「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均で除し、10円未満は四捨五入

*2 さいたま市のリビングウェッジ(成人単身)を住居費と住居費以外に分解し、それぞれさいたま市を100とする地域物価指数(*3*4)を乗じて算出

*3 『住居費以外の地域物価指数』は、「小売物価統計(構造編)」(総務省統計局、2024)の「家賃を除く総合」指数から算出

*4 『住居費の地域物価指数』は、「住宅・土地統計調査」(総務省統計局、2023)「1か月当たり家賃・間代」(0円を含まない)と

「1か月当たり共益費・管理費」(0円を含まない)を足した額から算出

【別記⑤】

・相対的貧困ライン水準：

一般労働者の所定内給与額の中央値296,600/月（163時間）＋年間賞与の平均値1,009,600円/12月（2025賃金構造基本統計調査第1表、第3表）の60%の時間額相当額は1,401円。

一般労働者の賃金の中央値に対する現在の日本の最低賃金（全国加重平均）の比率は48.9%（連合試算）程度であり、中期的な全国目標として6割水準への到達をめざす。なお、時間軸については、経済・物価・雇用等の情勢を加味しながら毎年1ポイントを目途としたペースで改善をはかり、2035年ごろの実現をめざす。

日本におけるシミュレーションは（別紙②）の通り。現在の賃上げを中期的に継続し（一般労働者の所定内賃金の中位数が年2～3%上昇）、10年程度で中位数の6割水準まで引き上げる場合、2035年ごろには1,600円～1,900円程度となる。

【別記⑥】

・地域間の「額差」

最高（1,226円）と最低（1,023円）の額差は203円となり前年から9円改善。最高額対最低額の比重は83.4%（前年度81.8%）と1.6ポイント改善。（香川は970円→1,036円、最高・東京が1,163円→1,226円であり、比重は83.4%→84.5%と1.1ポイント改善）

四国内では、香川：970円→1,036円（+66円・6.80% 31位）

徳島：980円→1,046円（+66円・6.73% 26位）

愛媛：956円→1,033円（+77円・8.05% 34位）

高知：952円→1,023円（+71円・7.46% 45位）

【添付資料】

1. 賃金中央値の6割水準に関するシミュレーション（別紙②）
2. 2026春季生活闘争 全国の妥結状況（2026. 6. 4発表）
3. " 連合香川の集計状況（2026. 6. 5発表）

別紙② 賃金中央値の6割水準に関するシミュレーション

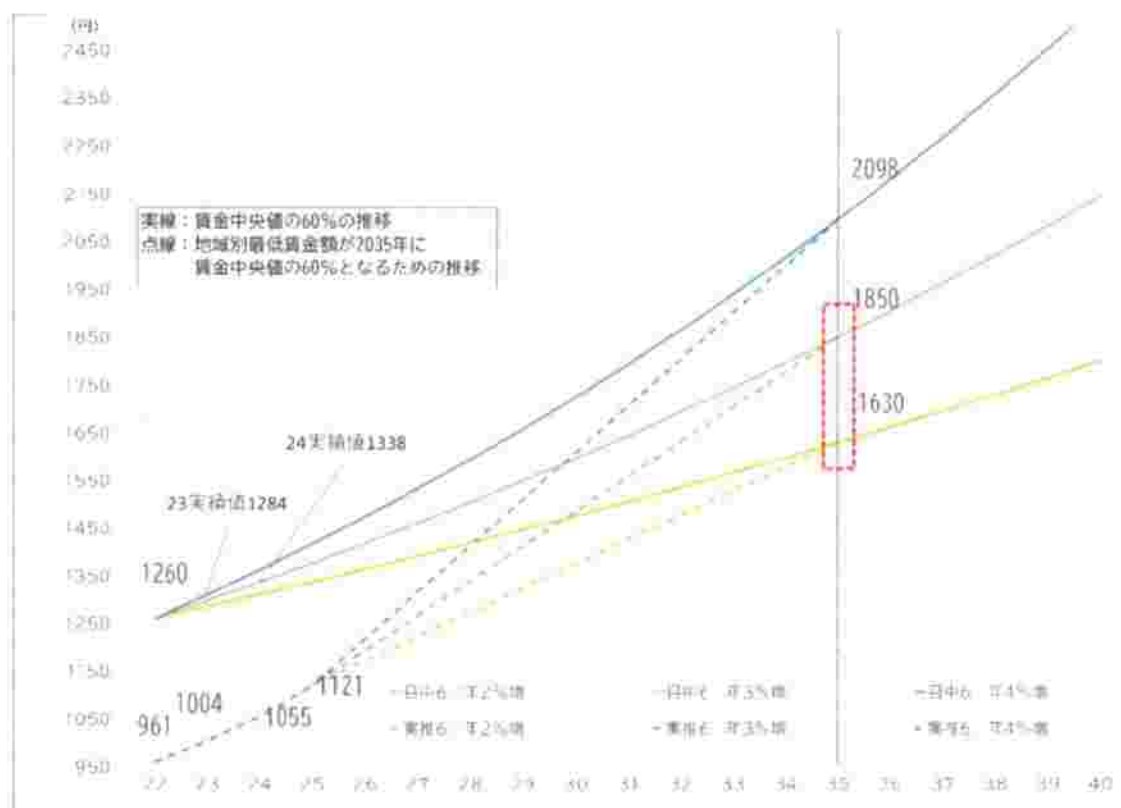


図. 年間賃金上昇率別、賃金中央値の60%に到達するための最低賃金額推移

注. 2022 賃金構造基本統計調査「表より。一時金相当分は便宜的に同調査における「年間賞与その他特別給与額」の平均値を用いた。各実線は、算出した「中央値」が、それぞれ毎年2%、3%、4%ずつ上昇することを想定し試算したもの。各点線は、2035年に同試算値に到達するための推移。

2026 年 6 月 4 日（木）

《問い合わせ先》

副事務局長 仁平 章

直通電話 03 (5295) 0517

代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者 各位

全体は 5% 台！中堅・中小組合の健闘も続く！
～2026 春季生活闘争 第 6 回回答集計結果について～

連合（会長：芳野友子）は 6 月 1 日（月）10:00 時点で、2026 春季生活闘争の第 6 回回答集計を行いましたので、結果を報告いたします。

【概要】

- 平均賃金方式で回答を引き出した 4,862 組合の加重平均（規模計）は 16,518 円・5.02%（昨年同時期比 119 円増・0.24 ポイント減）となった。300 人未満の中小組合（3,391 組合）は、12,929 円・4.70%（同 476 円増・±0 ポイント）であった。いずれも、額では昨年同時期を上回った。
賃上げ分が明確にわかる 3,441 組合の賃上げ分は 11,613 円・3.52%（同 150 円減・0.19 ポイント減）であった。うち中小組合（2,142 組合）の賃上げ分は 9,924 円・3.54%と、額・率ともに昨年同時期を上回るとともに（同 413 円増・0.03 ポイント増）、率では全体をも上回った。
- 個別賃金 A 方式のその他では、額・率ともに昨年同時期を上回った（同 2,145 円増・0.43 ポイント増）。
- 有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は、加重平均で、時給 74.94 円（同 7.88 円増）と、昨年同時期を上回った。時給の引上げ率（概算）は 6.16%で、一般組合員（平均賃金方式）を上回っている。
- すべての労働者の立場にたった「働き方」の改善やジェンダー平等・多様性の推進に向けても引き続き数多くの取り組みがなされている。
- 妥結進捗は 4,693 組合・87.9%である。

回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）

平均賃金方式		2026回答（2026年6月4日公表）				昨年対比	2025回答（2025年6月5日公表）			
		集計組合数		定昇相当込み賃上げ計			集計組合数		定昇相当込み賃上げ計	
		集計組合員数	額	率	集計組合員数		額	率		
		4,862 組合 2,863,436 人	16,518 円	5.02 %	▲ 0.24 昨対比	119 円	4,863 組合 2,933,516 人	16,399 円	5.26 %	
300人未満 計		3,391 組合 329,417 人	12,929 円	4.70 %	▲ 0.00 昨対比	476 円	3,412 組合 331,702 人	12,453 円	4.70 %	
～99人		2,031 組合 85,822 人	11,130 円	4.27 %	▲ 0.11 昨対比	154 円	2,036 組合 87,127 人	10,976 円	4.38 %	
100～299人		1,360 組合 243,595 人	13,571 円	4.84 %	▲ 0.04 昨対比	593 円	1,376 組合 244,575 人	12,978 円	4.80 %	
300人以上 計		1,471 組合 2,534,019 人	16,981 円	5.06 %	▲ 0.27 昨対比	49 円	1,451 組合 2,601,814 人	16,932 円	5.33 %	
300～999人		970 組合 519,213 人	15,241 円	5.02 %	▲ 0.06 昨対比	386 円	947 組合 508,307 人	14,855 円	5.08 %	
1,000人～		501 組合 2,014,806 人	17,411 円	5.07 %	▲ 0.30 昨対比	30 円	504 組合 2,093,507 人	17,441 円	5.39 %	

※ 2026年と2025年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨対比は算出しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2026回答 (2026年6月4日公表)				賃上げ分 昨対比	2025回答 (2025年6月5日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分	
			額	率				額	率
	3,441 組合 2,513,240 人	17,012 円 5.12 %	11,613 円 3.52 %	▲ 150 円 ▲ 0.19 %	3,339 組合 2,653,626 人	16,893 円 5.35 %	11,763 円 3.71 %		
300人未満 計	2,142 組合 245,053 人	13,980 円 4.97 %	9,924 円 3.54 %	413 円 0.03 %	2,071 組合 236,210 人	13,587 円 4.99 %	9,511 円 3.51 %		
	～99人	1,082 組合 52,963 人	12,608 円 4.66 %	8,759 円 3.24 %	211 円 ▲ 0.04 %	1,067 組合 54,485 人	12,364 円 4.73 %	8,548 円 3.28 %	
100～299人	1,060 組合 192,090 人	14,353 円 5.04 %	10,245 円 3.61 %	445 円 0.04 %	1,004 組合 181,725 人	13,943 円 5.07 %	9,800 円 3.57 %		
300人以上 計	1,299 組合 2,268,187 人	17,330 円 5.14 %	11,796 円 3.52 %	▲ 187 円 ▲ 0.21 %	1,268 組合 2,417,416 人	17,226 円 5.39 %	11,983 円 3.73 %		
	300～999人	844 組合 454,300 人	15,716 円 5.15 %	11,168 円 3.67 %	240 円 ▲ 0.05 %	810 組合 439,332 人	15,475 円 5.26 %	10,928 円 3.72 %	
1,000人～	455 組合 1,813,887 人	17,715 円 5.14 %	11,953 円 3.48 %	▲ 264 円 ▲ 0.25 %	458 組合 1,978,084 人	17,613 円 5.42 %	12,217 円 3.73 %		

②個別賃金方式（組合数による単純平均）

個別賃金方式	2026回答（2026年6月4日公表）				引上げ額／率 昨対比	2025回答（2025年6月5日公表）			
	集計組合数	引上げ額	改定前水準	引上げ率		集計組合数	引上げ額	改定前水準	
	集計組合員数	引上げ率	到達水準			集計組合員数	引上げ率	到達水準	
A方式35歳	230 組合	10,332 円	288,291 円	▲ 847 円	217 組合	11,179 円	278,447 円		
	102,381 人	3.58 %	298,623 円	▲ 0.43 昨対	97,289 人	4.01 %	289,574 円		
A方式30歳	240 組合	10,124 円	262,994 円	▲ 581 円	224 組合	10,705 円	257,633 円		
	132,150 人	3.85 %	273,118 円	▲ 0.31 昨対	112,282 人	4.16 %	268,337 円		
A方式その他	66 組合	13,773 円	328,149 円	2,145 円	95 組合	11,628 円	308,682 円		
	170,746 人	4.20 %	341,922 円	0.43 昨対	210,550 人	3.77 %	320,620 円		
B方式35歳	179 組合	15,628 円	287,128 円	▲ 1,149 円	176 組合	16,777 円	275,320 円		
	95,530 人	5.44 %	302,753 円	▲ 0.65 昨対	95,052 人	6.09 %	292,097 円		
B方式30歳	159 組合	16,734 円	254,827 円	▲ 1,089 円	140 組合	17,823 円	242,990 円		
	53,445 人	6.57 %	271,540 円	▲ 0.76 昨対	42,310 人	7.33 %	260,814 円		
C方式35歳	95 組合		316,633 円		117 組合		311,430 円		
	141,100 人		332,092 円		278,736 人		326,015 円		

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技術職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技術職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかにするかを要求する方式。

回 答 集 計

③有期・短時間・契約等労働者の賃上げ

時給		2026回答 (2026年6月4日公表)			昨年対比	2025回答 (2025年6月5日公表)		
		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額・率	平均時給 (参考値)
単純平均		378 組合	66.85 円	1,295.30 円	7.18 円	376 組合	59.67 円	1,214.87 円
		900,351 人	5.44 %		0.27 円	858,816 人	5.17 %	
加重平均			74.90 円	1,290.28 円	7.88 円		67.02 円	1,219.88 円
			6.16 %		0.35 円		5.81 %	
月給		集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)	昨年対比	集計組合数 集計組合員数	賃上げ額	率 (参考値)
単純平均		141 組合	10,389 円	4.38 %	464 円	127 組合	9,925 円	4.30 %
		26,688 人	10,755 円	4.50 %	611 円	25,798 人	10,144 円	4.38 %
加重平均								

2. 一時金 (組合員数による加重平均)

※〈月数〉集計と〈金額〉集計では集計対象組合が異なるため、集計結果は整合しない。

フルタイム組合員 一時金		2026回答 (2026年6月4日公表)			昨年対比	2025回答 (2025年6月5日公表)		
		集計組合数 集計組合員数	回答			集計組合数 集計組合員数	回答	
年間	月数	2,014 組合 1,732,061 人	5.06	月	▲ 0.08 月	2,027 組合 1,891,142 人	5.14	月
	金額	985 組合 849,100 人	1,774,200	円	104,195 円	865 組合 762,019 人	1,670,005	円
季別	月数	1,910 組合 1,486,283 人	2.53	月	0.01 月	1,908 組合 1,546,035 人	2.52	月
	金額	1,070 組合 664,923 人	824,717	円	49,232 円	1,102 組合 693,618 人	775,485	円

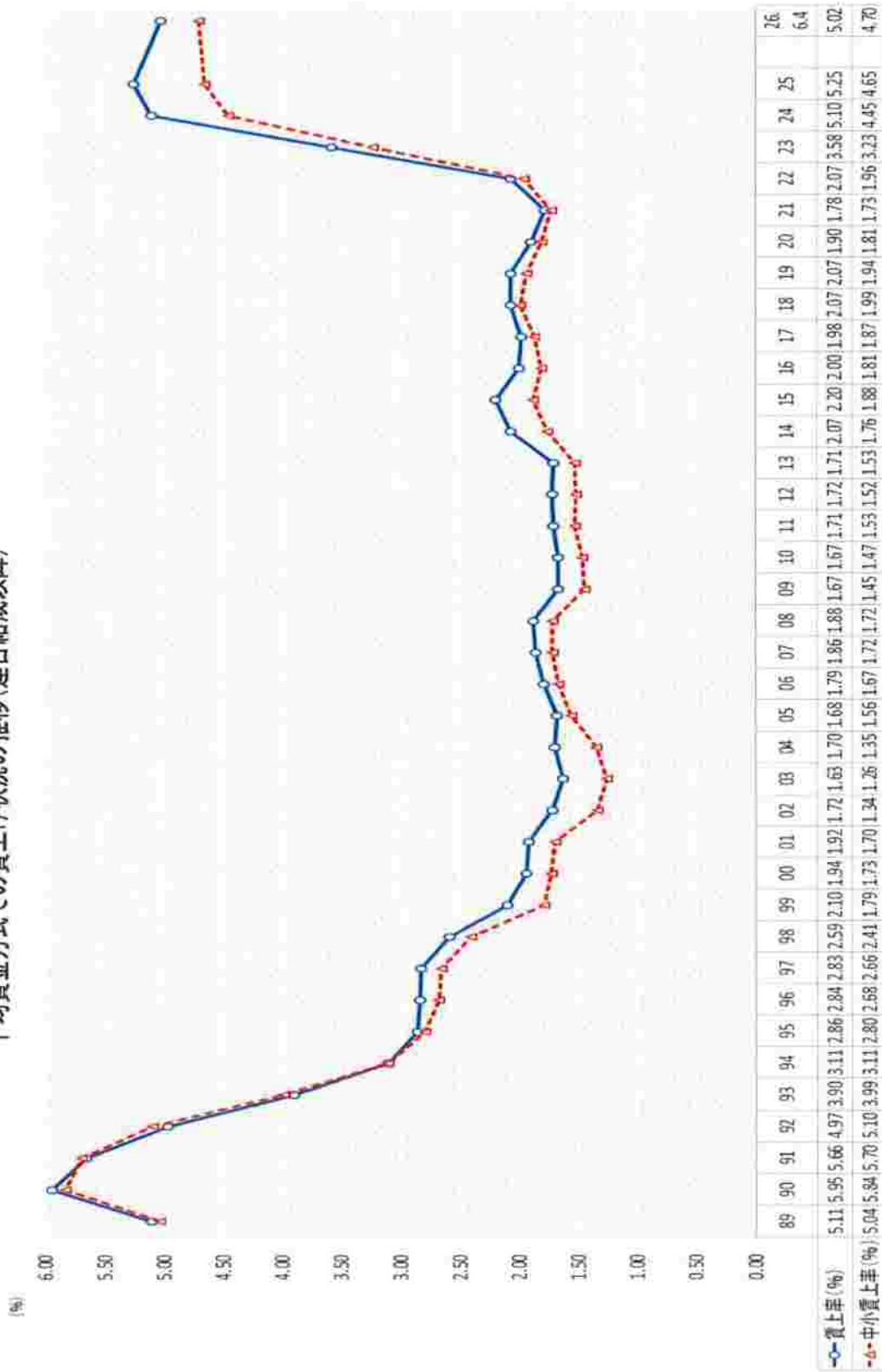
3. 要求状況・妥結進捗状況

【注】率は少数第1位未満を四捨五入しており、計と一致しない場合がある。

集計組合 計		2026回答 (2026年6月4日公表)		2025回答 (2025年6月5日公表)	
		組合数	率	組合数	率
要求を提出 (賃金に即ちず全ての要求)		7,884 組合		7,535 組合	
	うち、月例賃金改善 (定昇維持含む) を要求	6,271 組合	79.5 %	6,334 組合	84.1 %
		5,342 組合	67.8 %	5,445 組合	72.3 %
	要求検討中・要求状況不明	1,613 組合	20.5 %	1,201 組合	15.9 %
要求提出組合 (月例賃金改善要求)		5,342 組合		5,445 組合	
要結済	ヤマ電通より前 (2024/3/15まで・2025/3/15まで)	260 組合	4.9 %	137 組合	2.5 %
	先行組合回答ゾーン (2024/3/16-19・2025/3/10-14)	784 組合	14.7 %	839 組合	15.4 %
	3月内決着回答ゾーン《前半》 (2024/3/20-27・2025/3/15-21)	1,019 組合	19.1 %	840 組合	15.4 %
	3月内決着回答ゾーン《後半》 (2024/3/28-31・2025/3/22-31)	530 組合	9.9 %	1,112 組合	20.4 %
	4月中	1,080 組合	20.2 %	1,057 組合	19.4 %
	5月中	695 組合	13.0 %	718 組合	13.2 %
	6月中	0 組合	0.0 %	3 組合	0.1 %
	確認中	325 組合	6.1 %	271 組合	5.0 %
	小計	4,693 組合	87.9 %	4,977 組合	91.4 %
	未妥結	649 組合	12.1 %	468 組合	8.6 %
妥結済組合 (月例賃金改善要求)		4,693 組合		4,977 組合	
妥結済組合 (月例賃金改善要求)	賃金改善分獲得	2,703 組合	57.6 %	2,898 組合	58.2 %
	定昇相当分確保のみ (協約確定含む)	46 組合	1.0 %	82 組合	1.6 %
	定昇相当分確保未達成	0 組合	0.0 %	2 組合	0.0 %
	確認中 (※)	1,944 組合	41.4 %	1,995 組合	40.1 %

※賃金改善分と定昇相当分を分離できず、定昇相当分込みの計のみ把握している組合は、「確認中」に含まれている。

平均賃金方式での賃上げ状況の推移(連合結成以降)



(注)1989～2023年のデータは、すべて0月末時点の最終集計結果。

全体集計は依然として４％台（単純平均）の高水準を維持。

特に300人未満はほとんどの集計値が昨年を上回る

～2026春季生活闘争 連合香川・回答集計結果（6/5）～

【概 要】

- 連合香川に報告のある120組合（賃金決定が秋になる公務および公務準拠などの組合を除く）のうち115組合が妥結済みで、その割合は95.8%となった。
- 全体集計の昨年同時期比較では、定昇を含む全体集計の金額が、単純平均、加重平均とも上回っているものの、それ以外は昨を下回る結果となった。一方、300人未満では、単純平均の「賃上げ分のみ」の金額が昨を下回っているものの、それ以外はすべて昨を上回っている。また、有期・短時間・契約等労働者の賃上げは、時給制で5.87%となり、正社員（単純平均・4.67%）を上回っている。

・定昇を含む集計結果は、

単純平均の	全体集計が、	金額	12,709 円	(昨年同時期比+790円)
		率	4.67 %	(同▲0.05%)
	300人未満が	金額	10,767 円	(同+1,764円)
		率	4.41 %	(同+0.30%)
加重平均の	全体集計が、	金額	15,261 円	(同+291円)
		率	4.98 %	(同▲0.63%)
	300人未満が、	金額	12,552 円	(同+2,807円)
		率	4.87 %	(同+0.91%)

・定昇を含まない「賃上げ分のみ」は、

単純平均の	全体集計が、	金額	10,982 円	(昨年同時期比▲632円)
		率	3.57 %	(同▲0.45%)
	300人未満が、	金額	9,286 円	(同▲285円)
		率	3.72 %	(同+0.13%)
加重平均の	全体集計が、	金額	12,165 円	(同▲1,008円)
		率	3.62 %	(同▲0.83%)
	300人未満が、	金額	10,180 円	(同+1,429円)
		率	4.08 %	(同+0.60円)

- 比較可能な同一単組99組合で昨年と今年を比べると、昨を上回る回答は54組合・54.5%（昨年最終：72.2%）、昨を下回る回答は31組合・31.3%（昨年最終：17.6%）、同じ回答は14単組・14.1%（昨年最終：10.2%）となり、昨を上回る組合の割合は減少したものの、68組合・68.7%が昨年と同じかそれ以上の結果となった。

2026年 7 月14日

香川地方最低賃金審議会
会 長 籠池 信宏 様



全日本金属産業労働組合協議会
香川県金属部門連絡会
代表 門 裕 介

令和 8 年香川地方最低賃金改定に対する意見書

日頃より、香川県内労働者ならびに金属産業で働く者の最低賃金の改定に向けたご尽力に敬意を表します。

香川地方最低賃金・特定最低賃金の改定審議にあたり、全日本金属産業労働組合協議会香川県金属部門連絡会を代表して意見を申し上げます。

主 旨

- 生活基盤としての最低賃金

物価高や社会保険料の負担が増す中、最低賃金は労働者とその家族の生活維持に直結する極めて重要な基盤である。現状はフルタイム勤務でも「健康で文化的な最低限度の生活」の確保が難しい切実な実態がある。

- 実態に即した検証の必要性

最低賃金の決定（生計費・賃金・支払能力の三要素）にあたっては、現在の物価動向や地域の持続可能性を考慮し、実際に生活を支えられる水準か丁寧に検証する必要がある。

- 香川県における特定最低賃金の意義

特定最低賃金の審議が必要とされる主な理由は、「地域別最低賃金を上回る適正な労働条件の確保」と「産業ごとの労働力確保・競争力強化」にある。

- 審議への要望

現場で働く人々の生活実感を起点とし、「人への投資」や「将来の香川県の経済発展」を見据え、「香川で働き続けられる最低賃金（地域・産業別）とは何か」という原点に立った真摯な審議を求める。

最終的に働くすべての労働者に賃上げの流れが波及するよう、価格転嫁の環境整備に向けた実効性のある答申および附帯決議を強く求める。

具体的には、次頁のとおりである。

1. 生活基盤としての最低賃金

最低賃金でフルタイム働いても、家賃や食費、光熱費、社会保険料などを払うと、医療費や教育費、老後の備えがほとんど残らない物価上昇が続く中で、実質賃金は下がり、時間外労働や掛け持ちで身を削る働き方が広がっている。

低賃金は、若い世代の結婚や出産、地域に根付いて暮らすことの妨げとなり、結果として人口減少と地域の衰退を加速させている。

これまでの香川地方最低賃金審議会においても、労働者側委員から、生計費や地域間格差、物価高の影響を踏まえた引き上げの必要性が繰り返し提起されている。

生活者の視点からは、最低賃金は「ギリギリ食べていける水準」ではなく、「普通に暮らし、ささやかな楽しみや将来の備えもできる水準」とすること。

2. 全国最低賃金の目安額の平均値を上回る引き上げとなる必然性

現在の深刻な物価高騰は、香川県内労働者の生活を激しく圧迫しており、生計費の維持・向上のために全国の最低賃金引上げ額の平均値を超える引き上げとなること、10月1日を発効日とすることは最優先課題である。

他方、人手不足の深刻化、格差是正への社会的な要請が強まっている現状を踏まえると、最低賃金・特定最低賃金が今後も上昇していくことは、経済や社会の構造から見て必然的な流れだと考える。

とりわけ、地域経済を支える中小・小規模企業の労働者の生活安定と、県内産業の持続可能性を確保するためには、引き上げの手を緩めることは許されない。

3. 労務費の適切な価格転嫁なくして「賃金と物価の好循環」はない

最低賃金の引き上げは、単なる企業のコストアップ要因ではなく、適切な「価格転嫁」が実行されて初めて社会全体の所得向上と経済成長につながる。

原材料費の転嫁に比べ、人件費（労務費）の転嫁は未だ十分に進んでおらず、結果として中小企業の収益が圧迫され、労働者への適切な分配が妨げられている。

香川地域の最低賃金・特定（産別）最低賃金が改定されても、取引価格へ反映できなければ、現場の労働者への還元は絵描いた餅になってしまうので、適切な価格転嫁を行うことで「賃金と物価の好循環」を構築すること。

4. 発注側企業の責務と取適法の遵守を徹底すること

政府および公正取引委員会が定めた（2026年1月1日改正）、「中小受託取引適正化法（取適法、旧下請法から改称）」に準拠する形で、「協議に応じない一方的な代金決定」を明確に禁止する内容へ刷新された。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、最低賃金の改定という明確な根拠がある場合、発注側企業には価格交渉の場を設け、真摯に協議に応じる法的・社会的責務がある。最低賃金引き上げを理由とする価格交渉を拒絶、あるいは不当に据え置く行為は、優越的地位の乱用や下請法違反に該当する可能性があり、厳しく是正されるべきである。

5. 審議会への要望

公労使の三者構成による本審議会・運営小委員会・各専門部会においては、単に金額の増減を議論するにとどまらず、引き上げられた最低賃金が労務費として確実に下請・受注企業の取引価格に上乗せされ、最終的に働くすべての労働者の手元に行き渡るよう、価格転嫁の環境整備に向けた実効性のある答申および附帯決議を強く求める。

2026年7月14日

香川労働局

局長 友住 弘一郎 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 籠池 信宏 殿



香川県労働組合総連合(香川県労連)

議長 十河 浩二

住所：香川県高松市松島町1-17-10

電話：087-816-5382 Fax：287-837-7891

2026年度 香川地方最低賃金額の改定審議に向けた意見書

はじめに

今、「賃金が上がらない国」日本が可視化され、労働組合はもちろん、法曹界や政府・大企業も「賃金引上げ」が必要と言わざるを得ない状況になっています。日本の実質賃金は、厚生労働省「毎月勤労統計調査 2025(令和7)年分 結果確報」の「時系列第1表賃金指数」によれば、2025年度平均の現金給与総額が前年比-1.3%、きまって支給する給与が-1.6%と、2021年度以降4年連続マイナスと物価上昇に賃金が追いつかない状況が続いています。(資料-1 参照)

コロナ感染症が流行して以降、ウクライナや中東情勢の緊迫化、円安の影響などを背景にして、経営悪化を理由にした賃金引き上げ抑制や雇用調整の動きも起きています。

こうしたなかで、前石破政権が掲げた「2020年代に全国平均1,500円」という目標は、高市政権で事実上反故にされ、到達時期も道筋も示されないままです。しかし、最低賃金の大幅引き上げは、労働者・国民の生活と実態経済が「失われた30年」からの再生に不可欠であり、先送りできない政治課題です。政府が掲げた目標さえ後退させることは、低賃金に苦しむ労働者・国民に対する責任放棄と言わなければなりません。

今必要なのは、賃上げを日本の実態経済再生のかなめに据え、「実質賃金があがる国」へ転換することです。GDPの6割を占める個人消費を拡大し、地域循環型経済への転換を進めるため、最低賃金の抜本的引き上げと地域間格差の解消は不可欠です。そのためには、普通に働けば人間らしく暮らせる最低生計費を明確にし、その水準に必要な香川地方の最低賃金額を地方最低賃金審議会で審議することです。それこそが、日本国憲法が規定する国民の生存権を保障し、国民経済の健全な発展を目的とする「最低賃金法」の本来の役割であると考えます。

本年度の香川地方最低賃金の改定額の審議にあたり、香川県労働組合総連合(以下、香川県労連と言う)は、香川労働局と香川地方最低賃金審議会に対し、物価高騰のもとで広がる貧困と格差の是正、地域経済の再生のため、下記のとおり、5点について意見を提出しますので、意見を反映した審議が行われることを期待します。

記

- 第一 物価高騰下でも、日本のどこで暮らしても、働けば人間らしく暮らせるように「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する最低賃金の改定額を審議してください。
- 第二 全国一律制度実現めざし、地域間格差(額)の解消を目指す改定額を、答申してください。
- 第三 「発効日の先送り・分散化」は絶対に行わないでください。

第四 中小企業支援策の抜本的強化を政府に求めてください。また、香川地域の最低賃金改定が円滑に行われるよう、県内自治体にも直接支援を行なうよう要請してください。

第五 答申の審議を全面公開し、県民が関心をもつ運営に改善してください。また、最低賃金の答申額を、どのような資料・根拠で算出したのかわかる議事録を「意義申し出」提出期限の前に公開してください。

【各意見の内容説明】

第一 物価高騰下でも、日本のどこで暮らしていても、働けば人間らしく暮らせるよう「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する最低賃金の改定額を審議してください。

2025 年地域別最低賃金改定では全国加重平均 1,121 円（前年比 66 円・6.3%増）と額・率とも過去最高となりました。中央最低賃金審議会が地域間格差を縮める目安額を出し、その目安額を 39 道府県が上回りました。引き上げの根拠として地域間格差による「労働力人口流出」や「地域間格差是正」を挙げていることが特徴であり、地域間格差の解消をめざす流れが強まりました。これらの動きは、あまりにも低い最低賃金の改善を求める労働者の声と運動によって導き出されたものです。しかし、これでも不十分です。最低賃金近傍の労働者が、生活改善を実感できる水準になっていません。私たちの求める「全国一律で、いまずぐ 1,700 円以上」に届かないだけでなく、政府目標としていた「2020 年代に 1,500 円」の水準（年+7.5%）にも届いていません。改定後も最賃近傍で働く労働者からは、「物価高騰で食費を削っている」「節約のために朝食を抜いている」「病院にいけない。栄養はサプリで我慢している」「携帯電話は夫婦で 1 台にした」など、深刻な実態が寄せられています。

全労連と地方組織は、全国 29 都道府県で 5 万人以上の労働者が協力し、“マーケットバスケット方式”による「最低生計費試算調査」を行ってきました。その結果、全国どこでも 25 歳単身者が人間らしく暮らすのに必要な最低生計費は、月額 27 万円（税込み）・時間額 1700 円以上（月 150 時間換算）必要との結果が示され、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかになっています。さらに物価上昇を加味した直近の試算では 1,800 円、1,900 円の結果も出ており、1,500 円でもすでに生活できない状況が示されています。（資料-2 参照）

また海外では、物価上昇や一般労働者の平均賃金の中央値を指標に最低賃金の大幅引き上げを行っており、オーストラリアは 3,060 円、イギリスは 2,765 円、アメリカ・ワシントン州は 2,730 円になっています。日本の最低賃金（加重平均）は主要先進国の中でも低水準で、日本の多くの地域が、韓国を下回っている状況です。（図-1 参照）

改めて、普通に働けば人間らしく暮らせる「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」を保障する最低生計費を検討し、ふさわしい香川地方の最低賃金額を示すよう、これまでの延長線上ではない審議を強く求めます。

第二 全国一律制度実現めざし、地域間格差(額)の解消を目指す改定額を、答申してください

最低賃金の地域間格差は、最低賃金の低い地方から都市部への人口流出、とりわけ若者や勤労世帯の流出が要因となっています。最低賃金の地域間格差は、地域毎の賃金格差となり、診療報酬や介護報酬が全国一律であるにもかかわらず、医療・福祉労働者の所定内賃金は地域別

最低賃金と連動する形で変化しています。さらに、公務員賃金、生活保護、年金、健康保険料など様々な制度の地域間格差にもつながっています。その結果、地方の高齢化と過疎化がいつそうすすみ、地域経済の疲弊を招いています。

地方から大都市への人口移動は地域の労働者人口の減少となり地域経済を冷え込ませ、中小企業の人手不足に深刻な影響を与えています。人口格差の是正には、ベースとなる最低賃金の地域間格差の是正が必要です。地域間格差が無くなったうえでなら、地域特性を生かした施策も可能になります。いくつかの自治体首長も「人口流出や地域経済の疲弊を放置できない」と、地方最低賃金審議会に対し、格差是正と最低賃金引き上げを求める行動を行っており、地方自治の重要な焦点となっています。2025 年の改定では、最高額の東京都が 1,226 円、最低額は 1,023 円と、依然として 203 円（16.6%）の格差があります。しかし、最新の「最低生計費試算調査」の結果は、都市部も地方も 25 歳単身で月額 27～28 万円（税込）、時間額 1,800 円以上（月 150 時間）必要との結果が示されています。

昨年は 39 道府県で目安を上回る引き上げとなりましたが、現行のランク制による地域別最低賃金制度では、最低賃金の低い地域ほど現状の支払い能力や経済状況が勘案され、低いまま決定される構造的問題があります。目安額の上乗せは、近隣県との格差是正だけでなく、深刻な人手不足や若者の人口流出に歯止めをかけ、地域経済を維持したいという切実な危機感の表れです。また、「地域間格差拡大の抑制」という考え方は、最低賃金が高い地域の引き上げを抑制する要因になっています。地域別のままで格差をなくすことは基本的に不可能と考えます。全国一律制度への法改正が必要であり、大幅引き上げが議論されている今こそ好機です。昨年、中央最低賃金審議会は A・B ランク 63 円、C ランク 64 円と、1 円差ながら地方を意識した目安を示しました。この答申に対し、39 の地方最低賃金審議会が上乗せ答申を行いました。これは、低いランクに位置づけられてきた地方の“怒りの反乱”と言えます。こうした地方審議会の意思を重く受け止め、「A ランクより B ランク、B ランクより C ランクの方が高い目安額」など、地域間格差解消に向けた計画的な目安を検討いただくよう要請します。同時に、中央最低賃金審議会として国に対し、「最低賃金法を全国一律制に改正する」よう進言する答申を行うことを求めます。

第三 「発効日の先送り・分散化」は絶対に行わないでください。

2025 年の改定で看過できない問題となっているのが、発効日の大幅な先送り・分散化の急増です。発効日は「公示の日から起算して 30 日を経過した日」（最低賃金法第 14 条 2 項）が原則ですが、改定額を公示した日から 30 日経過ではなく発効日だけを遅らせる形にする地方が発生し、10 月発効が 20 都道府県（昨年 46 都道府県）にとどまり、11 月発効が 13 府県（昨年 1 県）、12 月 8 県、2026 年 1 月 4 県、2026 年 3 月 2 県となりました。

発効日の先送りは、近隣地域との間でこれまでにない地域格差を労働者に強いています。全地域で発効した後の地域間格差は、212 円から 203 円へと 9 円縮小しましたが、発効日が遅れた地域は、地域間格差が最大 275 円まで拡大する期間が生じています。物価高騰が続くなか、発効日の先送りは労働者の生活をさらに厳しいものにします。最低賃金はその年の 4 月時点の春闘賃上げ状況や物価の状況を基に検討されており、本来なら 4 月に遡って支払われてしかるべきものでも標準的な 10 月発効でも半年近い遅れです。それを翌年 3 月まで先送りすることは最低賃金引き上げの効果を 1 年近く遅らせるものです。こうした運用は、新たな地域間格差を生み、「労働者の生活の安定」を目的とする最低賃金法の趣旨にも反するものです。また、先送り理由は、使用者側の「準備期間」とされるのみで、合理的根拠は示されていません。地域によ

っては理由すらも記載されていません。

こうした発効日先送りの動きは、経団連「経営労働政策特別委員会報告」が 2019 年度版以降、最低賃金改定の発効時期の後ろ倒しを主張してきたこととも軌を一にしています。このような「最低賃金の賃上げを合理化する」考え方は、結果として春闘での賃上げ機能を弱め、賃金抑制につながる懸念もあります。また、発効時期の先送りは、制度の公平性・信頼性を損なうだけでなく、中央最賃審議会の「目安」の信頼性も損ないます。

改めて、香川地方最低賃金審議会および香川労働局は、発効日の先送りによる新たな地域間格差を生じさせないように、必要な運用上の対応を行なうことを強く求めます。

第四 中小企業支援策の抜本的強化を政府に求めてください。また、地域最低賃金の改定が円滑に行われるよう、県内自治体にも直接支援を行なうよう要請してください。

政府は昨年、「2020 年代に全国加重平均 1,500 円」を目標に掲げ、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画」の施策パッケージ案を示しました。最低賃金引き上げを軸に政策を強化し、中小企業支援を進める方向性そのものは重要な転換となりました。

しかし、歴史的な物価高騰のもとで、時給 1,500 円でも十分な生活保障水準とは言えず、実現までに長期間を要しては、労働者の生活の安定ははかれません。さらに目標が全国一律ではなく「全国加重平均」では不十分です。最低賃金は、働くすべての人に人間らしい生活を保障するための制度であり、国がその責任を果たすことが求められます。しかし、政府機関が示す「施策パッケージ案」は、生産性向上や効率化支援が中心であり、中小企業や労働者に生産性向上、効率化、省力化(=人員削減)を迫るものです。これでは、労働者や企業経営者の生存権を保障すると言う国の責任を転嫁していると言わざるを得ません。本来なら、社会保険料の事業主負担軽減や賃上げ分への直接補助など、中小企業が実際に賃上げを実施できる支援策の拡充が求められます。

また、日本企業の 99.7%が中小企業であり、労働者の約 7 割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げを実現するためには、中小企業支援の抜本的強化が不可欠です。他方で、最低賃金を「支払い能力」で抑制する考え方では、賃金が「労働に対する適正な対価」とであるという原則が損なわれます。中小企業の賃上げが困難な背景には、大企業優位の取引構造や不十分な価格転嫁などがあり、適正な賃金を支払える公正な取引環境の整備が必要です。改めて、労務費の適正な価格転嫁、公正取引の徹底、公契約での最低制限価格制度の強化など、賃上げ原資を中小企業へ循環させる施策を、実効性ある形で進めるよう国に要請してください。

さらに、全国の各地方で目安額を上回る引き上げスムーズに実施できている背景には、自治体独自で最低賃金引き上げに対応した補助制度を実施していることも重要です。

ついては、香川地方最低賃金審議会の答申にも、国による支援策を抜本的に拡充するよう求めてください。また、地域最低賃金の改定が円滑に行われるよう、県内自治体にも独自の直接支援を行なう要請文を答申に加え、各自治体に要請してください。

第五 答申の審議を全面公開し、県民が関心をもつ運営に改善してください。また、最低賃金の答申額を、どのような資料・根拠で算出したのかわかる議事録を「意義申し出」提出期限の前に公開してください。

香川地方最低賃金審議会では、審議の「原則公開」を従来から決定していますが、金額など

実質的な審議は相変わらず、非公開扱いとして「公労」「公使」の「二者協議」でおこなわれており、議事録も残していません。非公開の理由は、「香川地方最低賃金審議会運営規程」第6条と「香川県最低賃金専門部会運営規程」第7条において、「個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」、会議を非公開とすることができる。」としています。

しかし、公開している審議会等では、傍聴者の人数制限(会場の広さで制限)があり、傍聴者の発言は「意見陳述」と「意義陳述」の場しかありませんから、傍聴人から異常な発言が出る状況はあり得ませんし、「意見書」や「意義申出書」も文書提出しているので、不適切な発言が予想される内容なら、陳述させないことも可能です。また、審議会会長や部会長は、傍聴人から異常な発言があった場合は、「会議の秩序を維持するため、傍聴者を退場させること」もできます。審議会・専門部会の方々が「おそれるような支障」が出ることは考えられません。さらに、オンライン視聴ならば、だれが傍聴しても気にする必要がなくなります。

さらに、昨年の審議でも「答申案」の改定額は、どのような資料を用いて、どのような算出方式で決定したのかは不明なままです。昨年の第5回審議会の議事録では、会長が専門部会の報告について「中央最低賃金審議会の答申や労使のご意見を踏まえ、また、生計費、賃金状況、賃金支払能力、生活保護との整合性などの各種関連資料、さらには地域間格差の是正などを総合的に勘案した公益案をお示しし、専門部会の過半数の賛成を得て、部会報告とさせていただいた」との説明が記載されました。しかし、結局は「各種意見や地域間格差の是正などを総合的に勘案した公益案」としているだけで、改定額の具体的な根拠や算術方法は示されていないと言わざるを得ません。

ついでには、香川地方最低賃金審議会と専門部会の審議は、一般の方にも具体的な内容がわかるように、資料データや根拠も含め具体的な議論をしていただくとともに、誰でも聞くことができるように、オンラインも含めて全面公開してください。

また、最低賃金改定額の答申に係わる議事録は、答申の改定額をどのような根拠や算術方法で出したのか具体的な根拠がわかる議事録を作成し、改定額答申に対する「意義申し出」の提出期限より、一定期間前に公開してください。

さいごに

人口減少が加速しています。2025年の特殊出生率は、香川県も過去最低を更新し続けています。

加えて、東京一極集中に象徴されるように、地方から都市部への人口移動も加速しており、地方経済の大きなダメージとなっています。出生数の改善は、全国的に必要ですが、働く地域間の賃金格差を放置すれば、賃金の高い地域への労働者移動を防ぐことはできません。労働者人口の確保を外国人労働者に依存している香川地方はさらに大きく影響してきます。

これら問題の影響を少しでも改善することができるのは、最低賃金を大幅に引き上げ、全国一律にすることだと考えます。そのことを最後に述べて香川県労連の意見とします。

以 上

資料-1

時系列第1表 賃金指数

(事業所規模5人以上)

(2020(令和2)年平均=100)

年 月	調 査 産 業 計				一 般 労 働 者		パート・タイム労働者		事業所規模30人以上		製造業	卸売・小売業	医療・福祉
	前年比 %	実質前 年比%	前年比 %	実質前 年比%	前年比 %	実質前 年比%	前年比 %	実質前 年比%	前年比 %	実質前 年比%	前年比 %	前年比 %	前年比 %
現金給与総額													
2018年 平均	101.6	1.4	0.2	101.4	1.6	0.4	100.4	1.3	0.1	101.9	1.2	1.8	3.8
2019年 平均	101.2	-0.4	-1.0	101.8	0.3	-0.3	100.4	0.0	-0.6	101.7	-0.2	-0.3	-1.4
2020年 平均	100.0	-1.2	-1.2	100.0	-1.7	-1.8	100.0	-0.4	-0.4	100.0	-1.7	-3.4	0.1
2021年 平均	100.3	0.3	0.6	100.5	0.5	0.8	100.1	0.1	0.4	100.9	1.0	2.0	2.1
2022年 平均	102.3	2.0	-1.0	102.8	2.3	-0.7	102.7	2.6	-0.4	104.0	3.1	1.7	1.7
2023年 平均	103.5	1.2	-2.5	104.6	1.8	-2.0	105.2	2.4	-1.3	105.9	1.8	1.7	1.9
2024年 平均	109.2	2.8	-0.3	108.5	3.2	0.0	112.6	3.9	0.7	108.9	3.3	3.0	0.3
2025年 平均	111.7	2.3	-1.3	111.6	2.9	-0.7	115.2	2.3	-1.3	111.7	2.6	4.2	3.9
2025年1～3月	93.2	2.2	-2.0	91.8	2.8	-1.6	109.8	2.9	-1.3	91.2	2.6	3.8	0.2
4～6月	117.0	2.4	-1.5	117.1	2.9	-1.0	117.0	2.8	-1.1	118.9	2.8	5.2	3.7
7～9月	106.2	2.4	-0.9	105.5	2.9	-0.3	113.7	1.9	-1.5	104.5	2.8	3.9	0.5
10～12月	130.4	2.2	-0.9	131.9	2.6	-0.4	120.5	1.9	-1.1	132.2	2.4	3.9	2.2
きまつて支給する給与													
2018年 平均	100.9	0.9	-0.3	100.6	1.0	-0.2	101.0	1.2	0.0	101.0	0.7	1.4	2.6
2019年 平均	100.7	-0.2	-0.8	101.1	0.5	-0.1	100.9	-0.1	-0.7	101.0	0.1	-0.1	-0.5
2020年 平均	100.0	-0.7	-0.7	100.0	-1.1	-1.1	100.0	-0.9	-0.9	100.0	-1.1	-2.2	0.4
2021年 平均	100.5	0.5	0.8	100.7	0.8	1.0	100.1	0.2	0.4	101.2	1.2	1.8	1.4
2022年 平均	101.9	1.4	-1.6	102.3	1.6	-1.4	102.6	2.5	-0.5	103.6	2.4	0.6	1.4
2023年 平均	103.0	1.1	-2.6	103.9	1.6	-2.1	105.3	2.6	-1.1	105.3	1.6	1.3	0.5
2024年 平均	107.5	2.0	-1.2	106.6	2.4	-0.8	111.8	3.2	0.0	107.6	2.6	2.5	2.2
2025年 平均	109.6	2.0	-1.6	109.1	2.3	-1.2	114.4	2.3	-1.2	110.0	2.2	3.8	1.9
2025年1～3月	107.2	1.6	-2.6	107.1	2.2	-2.1	111.3	2.6	-1.7	107.4	1.9	3.8	0.9
4～6月	110.1	2.0	-1.8	109.3	2.3	-1.5	115.6	3.0	-0.9	110.3	2.2	4.0	2.1
7～9月	110.0	2.0	-1.2	109.4	2.4	-0.8	114.5	2.0	-1.2	110.5	2.3	3.6	2.1
10～12月	111.0	2.1	-0.9	110.5	2.4	-0.7	116.4	2.0	-1.1	111.7	2.4	3.7	2.3
所定内給与													
2018年 平均	99.9	0.8	—	99.5	1.0	—	100.4	1.4	—	99.9	0.7	1.3	2.8
2019年 平均	99.8	-0.1	—	100.1	0.6	—	100.4	0.0	—	99.9	0.1	0.7	-0.9
2020年 平均	100.0	0.2	—	100.0	-0.1	—	100.0	-0.4	—	100.0	0.1	-0.2	1.1
2021年 平均	100.3	0.3	—	100.4	0.4	—	100.3	0.3	—	100.8	0.8	0.6	1.4
2022年 平均	101.4	1.1	—	101.7	1.3	—	102.6	2.3	—	102.8	2.0	0.2	1.0
2023年 平均	102.6	1.2	—	103.3	1.6	—	105.2	2.5	—	104.7	1.8	1.7	0.6
2024年 平均	107.1	2.1	—	106.1	2.4	—	111.7	3.1	—	107.2	2.7	2.7	1.9
2025年 平均	109.2	2.0	—	108.7	2.5	—	114.2	2.2	—	109.7	2.3	3.5	2.0
2025年1～3月	106.8	1.6	—	106.7	2.2	—	111.1	2.4	—	107.1	1.9	3.3	1.0
4～6月	109.8	2.0	—	109.0	2.4	—	115.4	2.9	—	110.1	2.3	3.8	2.3
7～9月	109.7	2.0	—	109.1	2.4	—	114.3	2.0	—	110.3	2.3	3.5	2.2
10～12月	110.4	2.1	—	109.9	2.5	—	116.2	1.9	—	111.1	2.5	3.5	2.4

注：実質前年比は、名目賃金指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出した実質賃金指数の前年比、または前年同月比を指す。
厚生労働省：「毎月勤労統計調査 2025(令和7)年分 結果概報」の「時系列第1表 賃金指数」

資料-2 最低生計費試算調査 総括表

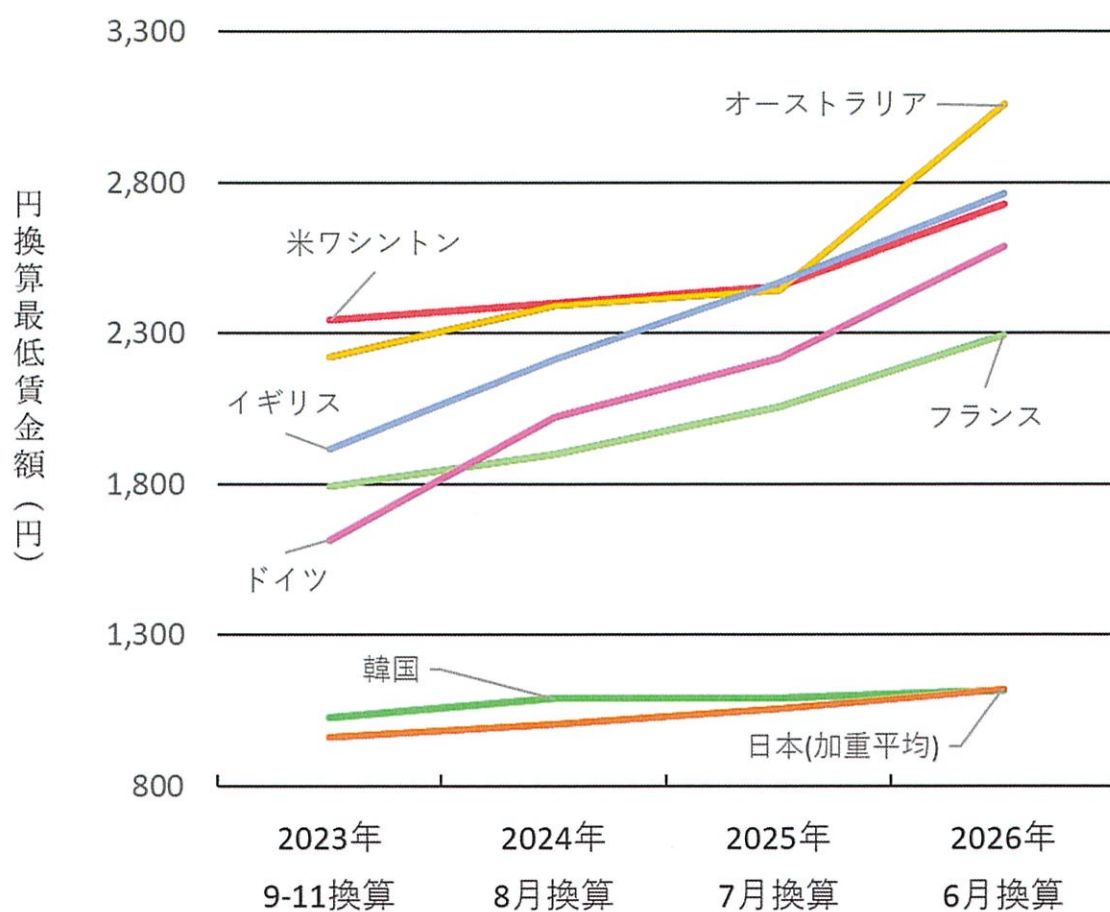
25歳男性・単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に居住という条件で試算。並びは結果発表の時期順。

作表：全労連 最低生計費試算調査PT 2026年6月17日現在

都道府県	都市名	消費支出										非消費比率	予備費	最低生計費				調査結果 アップ デート 発表時期 ※	サ ラ ン グ 身 数 者
		食費	住居費	水道光熱費	家具・家事用品	被服	保健医療	交通通信	教育	娯楽	その他			月額 (税抜)	月額 (税込)	年額 (税込)	時間額 (150h)		
高知県	高知市	212,753	39,000	9,661	3,813	7,486	1,572	40,972	0	31,868	21,294	19.76%	21,200	233,953	291,570	3,498,842	1,944	2026年6月	94
宮崎県	宮崎市	209,645	40,000	12,182	3,991	7,808	3,955	39,110	0	26,633	22,708	18.87%	20,900	230,545	284,182	3,410,184	1,895	2026年6月	69
青森県	青森市	202,819	39,000	10,800	4,545	7,200	2,754	38,251	0	24,360	23,619	19.22%	20,200	223,019	276,070	3,312,842	1,840		
秋田県	秋田市	204,032	39,000	10,300	4,244	7,527	2,819	37,642	0	25,163	23,545	20.43%	20,400	224,432	282,068	3,384,821	1,880		
岩手県	盛岡市	208,659	41,000	11,525	5,626	7,801	2,759	38,802	0	24,837	23,740	19.87%	20,800	229,459	286,363	3,436,358	1,909		
山形県	山形市	207,132	40,000	10,304	4,864	6,506	2,802	38,527	0	23,825	25,350	19.28%	20,700	227,832	282,267	3,387,203	1,882	2016年3月	270
宮城県	仙台市	211,247	43,000	10,086	4,631	8,230	2,742	39,170	0	24,240	23,871	21.36%	21,100	232,347	295,459	3,545,506	1,970		
福島県	福島市	205,384	40,000	10,349	4,312	6,952	2,722	38,337	0	24,569	23,630	20.12%	20,500	225,884	282,774	3,393,286	1,885		
岐阜県	岐阜市	199,270	43,000	9,939	3,813	8,528	1,633	38,586	0	23,906	18,287	20.81%	19,900	219,170	276,778	3,321,331	1,845	2023年1月	38
静岡県	静岡市	206,839	46,467	8,716	5,041	8,599	3,551	45,130	0	21,436	22,899	20.36%	20,600	227,439	285,596	3,427,155	1,904	2026年4月	195
京都府	京都市	205,697	57,944	46,875	5,157	14,526	1,206	16,975	0	25,693	29,134	20.41%	20,500	226,197	284,202	3,410,426	1,895	2019年4月	412
東京都	北区	203,757	61,112	60,417	3,163	7,777	1,080	9,734	0	29,506	23,028	21.39%	20,300	224,057	285,034	3,420,407	1,900	2025年7月	411
新潟県	新潟市	198,763	48,879	12,919	4,302	7,545	4,481	40,712	0	18,980	21,935	20.69%	19,800	218,553	275,562	3,306,744	1,837	2025年6月	74
長野県	長野市	204,601	50,558	43,750	5,193	8,237	1,058	31,268	0	29,303	27,069	20.30%	20,400	225,001	282,296	3,387,551	1,882	2025年7月	748
愛知県	名古屋	192,727	53,603	50,667	4,443	9,680	2,366	16,324	0	22,646	25,015	21.77%	19,200	211,927	270,906	3,250,874	1,806	2025年2月	217
大阪府	大阪市	195,531	51,334	55,000	4,909	8,509	4,305	12,246	0	31,621	21,828	21.53%	19,500	215,031	274,021	3,288,252	1,827	2025年7月	634
岡山県	岡山市	196,114	46,612	41,667	4,867	7,171	1,136	33,077	0	28,417	24,898	21.06%	19,600	215,714	273,249	3,278,988	1,822	2025年7月	265
埼玉県	さいたま市	196,906	52,243	54,167	3,818	8,142	3,519	15,400	0	25,843	23,569	21.18%	19,600	216,506	274,690	3,296,280	1,831	※実施	153
福岡県	福岡市	188,477	54,445	40,000	4,434	7,343	1,228	12,936	0	34,425	25,077	22.22%	18,800	207,277	266,498	3,197,981	1,777	2024年9月	267
山口県	山口市	184,796	43,021	34,633	5,111	7,039	1,122	39,211	0	27,344	19,659	18.19%	18,000	202,796	252,263	3,027,156	1,682	2024年7月	167
長崎県	長崎市	180,760	48,843	42,000	4,667	7,895	1,220	13,016	0	28,534	26,082	21.16%	18,000	198,760	252,099	3,025,191	1,681	2024年7月	141
鹿児島県	鹿児島市	195,100	49,878	38,000	3,878	6,137	1,210	38,974	0	26,361	21,948	20.13%	19,500	214,600	268,696	3,224,356	1,791	2024年7月	158
北海道	札幌市	185,798	45,978	39,000	4,905	6,922	4,701	14,459	0	35,654	21,674	22.11%	18,500	204,298	262,307	3,147,684	1,749	2024年6月	201
茨城県	水戸市	189,297	45,390	36,458	3,595	8,892	1,007	33,018	0	28,814	22,902	21.60%	18,900	208,197	265,572	3,186,861	1,770	2022年10月	190
兵庫県	神戸市	175,940	44,206	46,000	3,972	5,594	2,106	17,702	0	29,512	19,547	20.70%	17,500	193,440	243,932	2,927,184	1,626	※実施	112
大分県	大分市	187,077	42,755	39,000	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	20.49%	18,700	205,777	258,814	3,105,768	1,725	※実施	109
沖縄県	那覇市	179,439	41,266	36,458	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	19.88%	17,900	197,339	246,316	2,955,792	1,642	※実施	84
佐賀県	佐賀市	178,127	39,025	34,500	3,561	5,635	1,184	41,856	0	25,964	18,252	19.03%	17,800	195,927	241,972	2,903,664	1,613	※実施	111
広島県	広島市	182,021	35,768	37,000	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,856	13,756	20.78%	15,132	167,153	210,991	2,531,892	1,407	※実施	70

※アップデートとは、以前に行った数字に消費者物価指数の変動等を加味して再試算した結果。

図-1 最低賃金の国際比較(円換算)



米ワシントン	2,346	2,400	2,456	2,730
オーストラリア	2,223	2,395	2,446	3,060
イギリス	1,914	2,214	2,471	2,765
フランス	1,794	1,897	2,056	2,294
ドイツ	1,614	2,021	2,219	2,590
韓国	1,025	1,090	1,091	1,117
日本(加重平均)	961	1,004	1,055	1,121

2026年7月14日

厚生労働省 香川労働局 局長 友住 弘一郎 殿
香川地方最低賃金審議会 会長 籠池 信宏 殿



香川県労働組合総連合（香川県労連）
女性部 部長 中 川 和 代



2026 年度香川地方最低賃金額の改定審議にむけた意見書 ー最低賃金の大幅引き上げでジェンダー平等の実現をー

【意見趣旨】

1. 最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 9 条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準、すなわち時給 1,700 円以上に大幅に引き上げられるべきです。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものであるべきです。
 - (2) 最低賃金引上げにあたっては、中小企業への支援が必須です。
2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、だれもが結婚・妊娠・出産・子育てについて自ら選択することができ、どの道を選んでも安心して生活できるように、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうべきです。
3. 地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立するべきです。

【意見理由】

1 憲法第 25 条が保障する生活実現のために最低賃金の引き上げが必要

香川県の最低賃金 1,036 円で 1 か月（1 日 8 時間×20 日）働いても月額 165,760 円にしかなりません。全労連が全国 29 都道府県で延べ 5 万人が取り組んだ「最低生計費試算調査」（2025 年 7 月発表）では、独身 25 歳が借家で 1 ヶ月人間らしく生活するには、全国どこでも月額約 27 万円（税込み）・時間額 1700 円以上（月 150 時間換算）必要との結果が出ていますが、香川県の最低賃金は、必要額の約 6 割にすぎません。

地域別最低賃金は、最低賃金法第 9 条が定める三要素、「地域における労働者の生計費及び賃金、通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定められなければなりません。現状では労働者の生計費が軽視されていると感じています。

今年 3 月に JR 高松駅前「香川県の最低賃金 1,036 円、月額 165,760 円で満足な生活ができますか？」というアンケート調査を行い、170 名から回答を得ましたが、99%の方が、「この金額では生活できない」と回答し、中小企業の経営者からは「最低賃金を上げるのと同時に、中小企業への支援もしてもらいたい」との意見・要望も寄せられました。

世界情勢の悪化に伴うナフサ等の原料不足と価格高騰は、製品価格や利用者負担へ転嫁できない中小・零細企業や医療機関の経営を直撃し、現場で働く労働者の雇用と生活を激しく脅かしています。この影響は、県内全産業の経営や労働者の生活苦へと連鎖しています。地域経済の崩壊を防ぎ、命と暮らしを守るため、最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援の拡充が必要です。

以上のように香川県の最低賃金は、憲法第 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む

権利を有する」や、労働基準法第1条「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」を満たしていません。憲法と労働基準法で保障された人間らしい生活を実現するためには、最低賃金の1,700円以上への引き上げが必要です。

2 女性の貧困・子どもの貧困をなくすため、最低賃金の引き上げが必要

日本のジェンダーギャップ指数は世界的に見ても低位にあり（2025年は118位）、特に経済と政治の分野が順位を大きく押し下げています。この経済分野の順位が低い背景には、日本の非正規雇用労働者に占める女性比率が昨年も68%以上有り、平均年収でも著しい男女間格差が存在するという2つの大きな特徴によるものです。

2025年の男性の非正規雇用率は22.3%ですが、女性の非正規雇用率は52.4%もあり、結果としていまだに非正規雇用の約7割を女性が占めています。特にその大半を占めるパートタイム労働は歴史的にも「女性の仕事」とみなされてきました。また、日本においては正規・非正規間の賃金格差が非常に大きいため、女性が非正規雇用に集中していることが男女の賃金格差を生む決定的な要因となっています。実際に、全雇用形態を合わせた民間企業における女性の賃金は、男性の56%にとどまっているのが現状です。

この現役時代の賃金格差は高齢期の困窮に直結しており、65歳以上の単身女性の貧困率は44%に上っています。その主な要因として、女性労働者の多くが非正規雇用であり、現役時代に年金掛金も十分に払えず、65歳以上の収入が年金だけでは暮らせない実態が有るからです。現役時代の不平等な労働環境が高齢期の暮らしまで影響しています。

さらに、女性の貧困は単身者にとどまらず、彼女たちが扶養する子どもへも深刻な影響を及ぼしています。日本の子どもの貧困率はOECD加盟国の中でも低い水準にあり、とりわけ母子世帯の貧困は極めて深刻です。母子世帯の母親の半数は非正規雇用として働いており、ダブルワークやトリプルワークといった過酷な労働を重ねても、生活保護などの所得補填がなければ暮らしを維持できない状況にあります。現在の最低賃金は、自立して人間らしい生活を営むための「生計費」を満たしているとは言えません。このような生存権を脅かす賃金水準は、憲法第25条に違反していると言わざるを得ず、子どもの貧困を根本から解決するためにも母親の所得水準向上は一刻を争う課題です。

石破内閣は「2020年代に1,500円」とする目標を掲げましたが、高市内閣はこの目標すら取り下げました。石破内閣の目標を後退させることなく堅持し実現させるため、早急な最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

3 地域間格差を是正し、全国一律の最低賃金制度の確立が必要

2025年の地域別最低賃金の改訂により、最低額1,023円と最高額1,226円の差は203円になりました。月150時間労働の場合、年収は約36.5万円もの格差になります（香川は約34万円の差）。

都市部では家賃が高いですが、地方では車がないと通勤もできないため、交通費がかかってしまいます。住んでいる場所が違っていても生活に必要なお金（最低生計費）は全国で大きくは変わりません。最低賃金の高い県は人口が増加し、低い県は減少しています（香川県は減少）。そのため地方自治体・中小企業の人手不足は深刻さを増し、地域経済は衰退の一途をたどっています。最低賃金の引き上げは、県民の生活を底上げして購買力を上げることが出来ます。それにより地域の中小・零細企業の経営も改善し、地域経済の活性化が期待できます。

以上のことから全国一律の最低賃金制度を確立することが必要です。私たちは、全国一律1,700円が必要だと考えています。

以上。

香経協発第14号
令和8年7月13日

香川地方最低賃金審議会 会長 殿



香川県経営者協会
会長 山田 径男



令和8年度 香川県最低賃金の改定に関する意見書

日頃より、雇用の安定や労働環境の改善などに、ご尽力いただいております貴職および各側委員ならびに事務局職員の皆さまに敬意を表します。今年度の最低賃金改定の審議が開始されるにあたり、以下のとおり使用者を代表して意見を申し上げます。

1. 現下の景気状況について

(1) 全国大の統計より

内閣府が令和8年6月30日に発表した「月例経済報告」によれば「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」とし、また、先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を引き続き注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある」としている。

(2) 県内企業の景気状況

日本銀行高松支店が7月1日に発表した2026年6月「企業短期経済観測調査（短観）」において、県内企業の業況判断指数は、全産業で3月の前回調査よりも10ポイント上昇してプラス27。一方、3ヶ月後の見通しは、全産業で17ポイント下落してプラス10となっている。中東危機に伴う収益圧迫、供給網の混乱による原材料調達難の本格化への懸念、消費マインド悪化による受注の鈍化を危惧する声があると指摘している。

2026年度の見通しは、全産業で売上高は前年度比4.2%増、逆に経常利益は13.5%減。販売価格の引上げなどで増収を見込むものの、原材料価格や人件費の上昇などから減益予測となっている。

四国財務局が発表した、法人企業景気予測調査結果（香川県内：令和8年4～6月期調査）では、全産業の景況判断BSI（4～6月期）については、中東情勢の影響がみられるものの、一部で需要の増加や、価格転嫁の進展がみられることなどから、今回はマイナス8.7ポイント（前回より2.1ポイント改善）。業種別では、製造業で、今回はマイナス10.5ポイント（前回より0.7ポイント改善）、非製造業で、今回マイナス7.6ポイント（前回より3.0ポイント改善）。

先行き（翌期）については、引き続き中東情勢の影響が懸念されるものの、今期並みにとどまるとの見込みなどからマイナス5.5ポイント。

四国新聞社が、5～6月にかけて県内主要200社を対象に行った「景気動向アンケート」によると、景気の現状について「後退局面」との回答は26.5%で、前年より4.0ポイント増加。「後退局面」が「拡大局面（21.9%）」を上回るのは、2年連続。2026年度の景気予想については、「横ばい」が計41.7%で最多。「改善」は10.6%に留まった。

特に、中東情勢の悪化による影響では、小売やサービス業では、個人消費の冷え込みに対する懸念があり、小売業の31.7%は「消費者・顧客の需要減退」を不安視。全業種で、34.8%が「新型コロナ禍以上の影響」を危惧している。

2. 企業物価指数の推移について

日本経済をデフレから脱却させるため、物価上昇を上回る所得水準の引上げが主張されてきたが、物価上昇に悩まされているのは、消費者のみならず、企業も同じである。

企業間で取引される商品・サービスの価格を指数化した国内企業物価指数を見ると、2020年平均を100とすると、2023年4月で120、その後は横ばいを続けていたものの、2024年以降、再び上昇して、2025年3月時点で126.0、2026年になって上昇率が高くなり、2026年3月には129.5、2026年6月には135.4にまで急激に上昇している。



3. 価格転嫁の状況について

上記のように企業物価が上昇しつづける状況では、適宜適切な価格転嫁が行われることが求められるが、現状においては、各種調査結果が示すとおりで、特に人件費・労務費の価格転嫁が行われる環境整備は、まだ不十分である。

(1) 中小企業庁：「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調査

(2025年10月～2026年3月)「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

	2026年3月調査	2025年9月調査
価格交渉が行われた	90.7% (+1.3)	89.4%
コストが上昇したが、発注減や取引中止を恐れ、交渉を申し出なかった	6.9% (-1.0)	7.9%
コスト全体の価格転嫁率	54.2% (+0.7)	53.5%
全額転嫁できた	27.2% (-0.1)	27.3%
1～3割しか価格転嫁できなかった	24.1% (-0.3)	24.4%
全く転嫁できなかった	16.0% (-0.8)	16.8%
原材料費の価格転嫁率	55.7% (-0.7)	55.0%
労務費の価格転嫁率	50.0% (-)	50.0%

価格転嫁の取組みは、広がりつつあるが、コスト全体の価格転嫁率は低調。特に、労務費の価格転嫁率は、原材料費の転嫁率よりも低位。

(2) 帝国データバンク：「四国地区の価格転嫁に関する実態調査」2026年2月調査

	2026年2月調査	2025年2月調査
多少なりとも価格転嫁できている	74.7% (+1.2)	73.5%
10割全て転嫁	2.5% (-1.5)	4.0%
8割以上	15.6% (+1.3)	14.3%
5割以上8割未満	18.1% (+1.1)	17.0%
2割以上5割未満	14.8% (-2.7)	17.5%
2割未満	23.7% (+3.0)	20.7%
コスト全体の価格転嫁率	40.5% (-0.6)	41.1%

業種別の価格転嫁率の状況では、高い順に「卸売り」が49.1%（前年2月53.4%）、「製造」が46.7%（同44.6%）、川下に位置する「小売り」は30.9%（同37.8%）、医療、旅館、ホテルなどの「サービス」は26.3%（同27.0%）となっている。価格転嫁が進まない背景には、消費者の節約志向や度重なる値上げへの抵抗感の強まりがある。企業側も「これ以上の値上げは顧客離れにつながる」と懸念し、収益性悪化との板挟みになっている。さらに、医療分野をはじめとする価格決定権が乏しい業種では、容易に価格を変更できず、コスト増を自社で吸収せざるを得ないケースも少なくない。

4. 倒産の状況

東京商工リサーチが7月8日に発表した「2026年上期全国企業倒産状況」では、全国大の倒産件数は、5,346件（前年同期比7.1%増）、5年連続で前年同期を上回り、13年ぶりの多さとなった。倒産理由としては、「物価高」が28%増の439件、「人手不足」は38%増の237件となった。原材料価格等の高騰に価格転嫁が追いつかず、人手不足の中、賃上げに対応できなかったことが要因。

業種別では、サービス業の倒産が7%増の1,819件、直近30年で最多。そのうち飲食業

は、5%増の509件。客離れを警戒して、原価の高騰を価格転嫁できていない企業が多いと指摘されている。

地区別件数では、東北を除く8地区で前年同期を上回った。四国は128件（同16.3%増）、4年連続で前年同期を上回った。

5. むすび

日本が、持続可能で活力ある経済社会を維持し、発展を続けるためにも、成長と分配の好循環の実現に向けて取組み、特に、近年の物価高に対応して、賃金水準の引き上げを行うことは望ましいと考えます。既に近年の春季労使交渉において、余力のある企業は「可処分所得の改善」や「戦略的な人材確保」の観点から、初任給を始め、これまでにない賃金水準の引き上げを行っています。

しかしながら、企業は稼ぐ力なくして人件費を増やすことはできません。「稼ぐ力のためにも人的資本への投資を」と指摘されるところではありますが、現状では、物価の上昇は続いているものの、需要が供給を上回り、モノやサービスが売れに売れている状況ではなく、景気が停滞している中で、いわばコストプッシュインフレの状況と認識しています。国内外の様々な影響、今年に入っては中東紛争を受けて、エネルギー価格や原材料費の高騰、また人手不足等に対応して、経営を行っている中小・零細企業の状況を見る限り、そうした余力は少なく、賃上げ原資が確保できない状況にあります。

特に、ピラミッド型の階層構造をなすサプライチェーンにおいて、上位の親会社や元請けから業務を請け負う川下の企業や、一般消費者と直接に商売をしている、労働集約的で人件費率の高い小売り・飲食・サービスなどの中小・零細企業は「販売価格の値上げは、即客足が遠のく」とされ、価格転嫁は進まず、賃上げの余力はなく、事業の将来性や雇用維持にマイナスの影響が生じています。

様々な経済団体や労働組合が発表する今次春季労使交渉の賃上げの結果からしても、昨年度よりは低い引上げ率に留まっており、中小企業については、大企業との差は広がりつつあることが、その証左と考えます。また、「賃上げ疲れ」「賃上げの息切れ」とのコメントも寄せられています。

最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、強制力をもって一律に適用されるものです。苦境にある中小企業の経営者も納得していただける、合理的な結論を導き出せる審議となることを、強く求めます。

さて、先月開催の第74回中央最低賃金審議会「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理について」においては、金額審議において、近隣の金額への意識、マスコミ等で報道される全国大での県ごとの順位への過度な反応、また、目安額を上回る引上げを条件とした国の補助金の提案などにより、地域の経済実態に合わない、高い引上げ額となったのではないかと指摘がありました。

そのためにも基本に立ち返り、最低賃金法が定める三原則、労働者の生計費、類似の賃金、そして事業主の賃金支払能力を基本に、地域別の細密で客観的なデータを持ち寄り、そのデータの適切な分析と、適正なプロセスを経た議論を進めたいと考えます。

客観的なデータ、例えば、今後の審議においても「最低賃金を引き上げても倒産は発生しない」とか「香川の最低賃金が近隣県よりも劣後すれば、人材が流出する」などの主張がなされるとは思いますが、どこまで確からしいことなのか、関連付ける根拠はあるのか、確認する必要があります。

春季労使交渉において、賃金・賞与や人件費については「ムード」や「気持ち」「掛け声」で決まるものではありません。個社においては、業績の見通しや将来の財務の健全性などの経営状況や、要員数や労務構成、生産性の伸びなどのデータを分析して、決めていきます。それと同じプロセスを踏んでいきたいと考えます。

繰り返しになりますが、我々としまでも、影響を大きく受ける中小企業の経営者も納得できる金額で、公労使の三者が合意できるよう、意見を述べ、審議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以 上

令和8年7月3日

香川県地方最低賃金審議会 会長 様

香川県タクシー協同組合
理事長 岩崎 康誠

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はタクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

タクシー事業は、公共交通機関として地域住民や来訪者の移動を支える重要な役割を担うとともに、典型的な労働集約型産業として、人件費が売上高の6割以上を占めるなど、他産業と比較して人件費の割合が極めて高い産業構造となっております。

近年、最低賃金の引上げが続く中、中小企業においては賃上げ原資を確保するため、労務費の価格転嫁を進めることが重要とされております。しかしながら、タクシー事業の主たる収入である運賃は、国による厳格な審査の下で認可される制度となっており、一般の事業のように事業者の判断のみで価格転嫁を行うことは困難な状況にあります。

さらに、物価上昇や中東情勢の影響を受けた燃料価格の急騰、車両・整備費用の上昇などにより事業経費は増加しており、事業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

もとより、物価上昇下において労働者の生活の安定を図るため、賃金の引上げが重要であることについては十分理解しております。また、業界としても乗務員確保及び処遇改善の観点から、賃金水準の向上に取り組んでいるところであります。

しかしながら、近年の大幅な最低賃金の引上げは、人件費率の高いタクシー事業、とりわけ大多数を占める中小零細事業者の経営に極めて大きな影響を及ぼしており、その負担は年々増大しております。

つきましては、価格転嫁が困難な業界の実情及び中小零細事業者の厳しい経営環境について十分ご配慮いただくとともに、地域公共交通の維持・確保や雇用への影響も踏まえ、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

香川地方最低賃金審議会

香川県最低賃金専門部会委員名簿

任 命 令和8年7月17日

区分	氏 名	現 職
公益代表委員	籠 池 信 宏	弁護士 公認会計士
	高 塚 順 子	高松大学経営学部 教授
	元 木 将 道	弁護士
労働者代表委員	中 村 亨	タダノ労働組合 執行委員長 JAM四国香川地区協議会 議長
	西 尾 耕 一	日本労働組合総連合会香川県連合会 副事務局長
	林 大 介	UAゼンセン香川県支部 支部長
使用者代表委員	奥 田 拓 己	株式会社北四国グラビア印刷 代表取締役社長
	白 石 幸 一	香川県経営者協会 専務理事
	檜 垣 邦 彦	今治造船株式会社 常勤監査役

(注)各側委員は五十音順